

第5節 特別防災区域の概況

1 四日市臨海地区

四日市臨海地区は、四日市市に位置し、面積11.01km²、33の特定事業所（第一種事業所16、第二種事業所17）で形成されており、石油精製、石油化学を主体とした全国有数のコンビナート地区である。

2 尾鷲地区

尾鷲地区は、尾鷲市に位置し、面積0.56km²、1つの特定事業所（第一種事業所1）で形成されている。

三重県石油コンビナート等特別防災区域概況（平成31年1月1日現在）

区分	面積 km ²	貯蔵・取扱・処理量		特定事業所		
		石油 千kl	高圧ガス 十万Nm ³	総数	第一種事業所 (内レイアウト)	第二種事業所
四日市臨海地区	11.01	<u>6,915</u>	<u>5,867</u>	<u>33</u>	16(11)	<u>17</u>
尾鷲地区	0.56	<u>288</u>	-	<u>1</u>	<u>1(0)</u>	-
合計	11.57	<u>7,203</u>	<u>5,867</u>	34	<u>17(11)</u>	<u>17</u>

第5節 特別防災区域の概況

1 四日市臨海地区

四日市臨海地区は、四日市市に位置し、面積11.01km²、34の特定事業所（第一種事業所16、第二種事業所18）で形成されており、石油精製、石油化学を主体とした全国有数のコンビナート地区である。

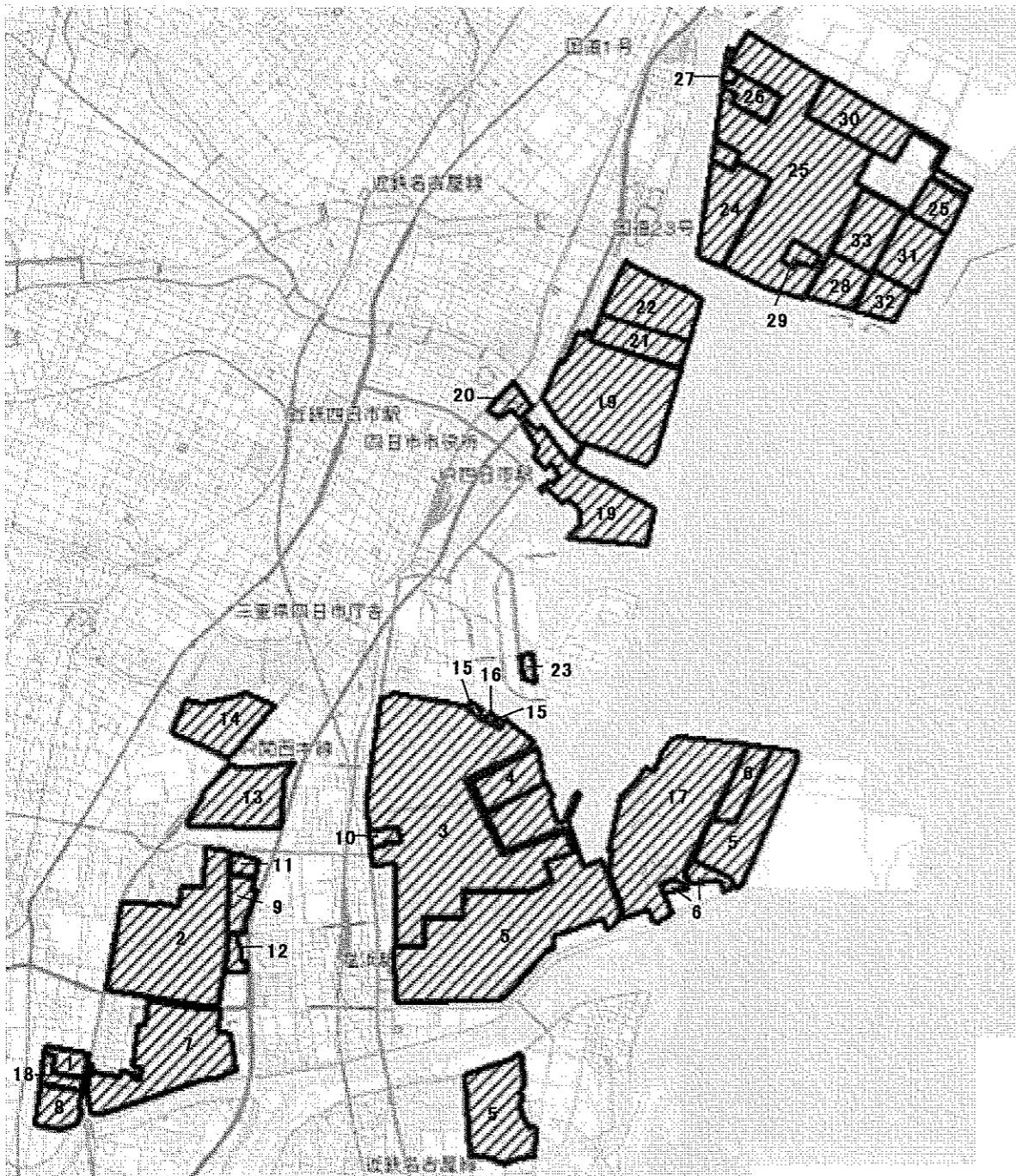
2 尾鷲地区

尾鷲地区は、尾鷲市に位置し、面積0.56km²である。

三重県石油コンビナート等特別防災区域概況（令和2年1月1日現在）

区分	面積 km ²	貯蔵・取扱・処理量		特定事業所		
		石油 千kl	高圧ガス 十万Nm ³	総数	第一種事業所 (内レイアウト)	第二種事業所
四日市臨海地区	11.01	<u>6,937</u>	<u>5,879</u>	<u>34</u>	16(11)	<u>18</u>
尾鷲地区	0.56	-	-	-	-	-
合計	11.57	<u>6,937</u>	<u>5,879</u>	34	<u>16(11)</u>	<u>18</u>

四日市臨海地区特定事業所位置図



四日市臨海地区特定事業所位置図



四日市臨海地区特定事業所一覧

番号	種別	事業所名
1	第一種	三菱ケミカル㈱四日市事業所 北大治田地区
2	"	J S R ㈱四日市工場
3	"	三菱ケミカル㈱四日市事業所 塩浜地区
4	" (※)	コスモ石油㈱塩浜油槽所
5	"	昭和四日市石油㈱四日市製油所
6	" (※)	三菱マテリアル㈱四日市工場
7	第二種	三菱ケミカル㈱四日市事業所 川尻地区
8	"	三菱ケミカル㈱四日市事業所 大治田地区
9	"	㈱ジェイエスピー四日市 第一工場
10	"	四日市合成㈱四日市工場
11	"	四日市合成㈱六呂見工場
12	"	東邦化学工業㈱四日市工場
13	"	味の素㈱東海事業所
14	"	三菱瓦斯化学㈱四日市工場
15	"	日本トランシティ㈱東邦町タンクヤード
16	"	中部海運㈱東邦町タンクヤード
17	"	石原産業㈱四日市工場
18	"	ライオン・スペシャリティ・ケミカルズ㈱四日市工場
第1コンビナート	19	第一種 コスモ石油㈱四日市製油所
	20	" (※) コスモ石油㈱第1陸上出荷場
	21	" KHネオケム㈱四日市工場 午起製造所
	22	第二種 中部電力㈱四日市火力発電所
	23	" 第一工業製薬㈱四日市事業所
第3コンビナート	24	第一種 KHネオケム㈱四日市工場 霞ヶ浦製造所
	25	" 東ソー㈱四日市事業所
	26	" 丸善石油化学㈱四日市工場
	27	" (※) 四日市オキシトン㈱四日市工場
	28	" 四日市エルピージー基地㈱霞事業所
	29	" 日本ポリプロ㈱四日市工場
	30	" (※) D I C ㈱四日市工場
	31	第二種 中部電力㈱四日市LNGセンター
	32	" 東邦ガス㈱四日市工場
	33	" コスモ石油㈱四日市霞発電所

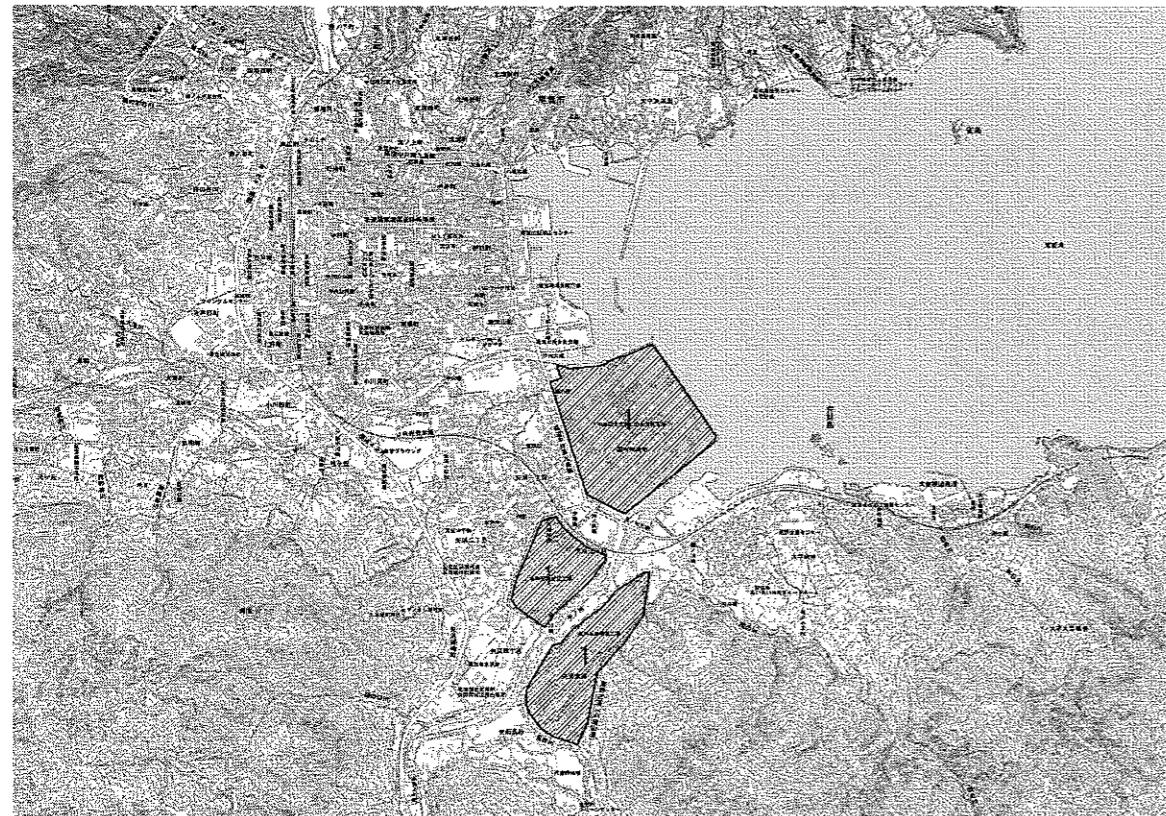
注) (※) はレイアウト対象外事業所を示す。

四日市臨海地区特定事業所一覧

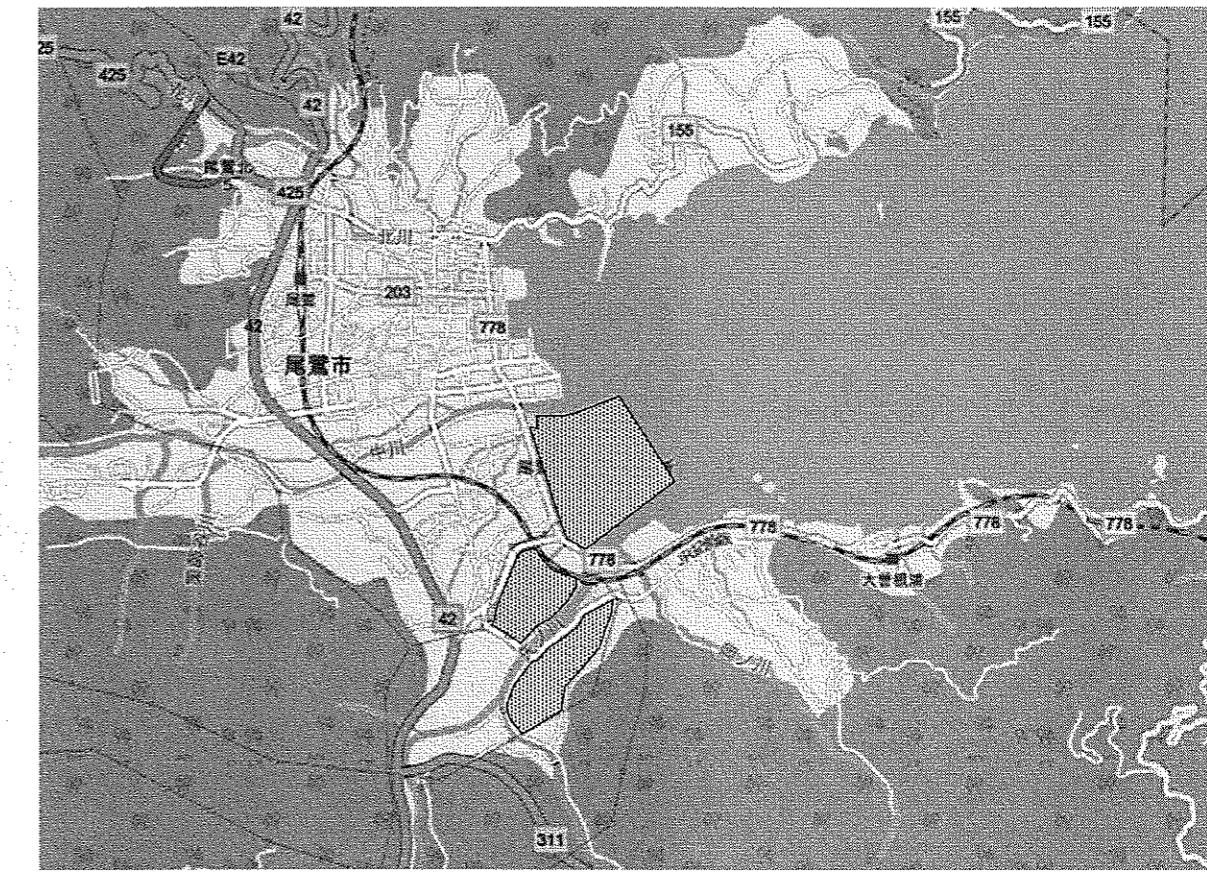
番号	種別	事業所名
1	第一種	三菱ケミカル㈱三重事業所 北大治田地区
2	"	J S R ㈱四日市工場
3	"	三菱ケミカル㈱三重事業所 塩浜地区
4	" (※)	コスモ石油㈱塩浜油槽所
5	"	昭和四日市石油㈱四日市製油所
6	" (※)	三菱マテリアル㈱四日市工場
7	第二種	三菱ケミカル㈱三重事業所 川尻地区
8	"	三菱ケミカル㈱三重事業所 大治田地区
9	"	㈱ジェイエスピー四日市 第一工場
10	"	四日市合成㈱四日市工場
11	"	四日市合成㈱六呂見工場
12	"	東邦化学工業㈱四日市工場
13	"	味の素㈱東海事業所
14	"	三菱瓦斯化学㈱四日市工場
15	"	日本トランシティ㈱東邦町タンクヤード
16	"	中部海運㈱東邦町タンクヤード
17	"	石原産業㈱四日市工場
18	"	ライオン・スペシャリティ・ケミカルズ㈱四日市工場
第2コンビナート	19	第一種 コスモ石油㈱四日市製油所
	20	" (※) コスモ石油㈱第1陸上出荷場
	21	" KHネオケム㈱四日市工場 午起製造所
	22	第二種 ㈱J E R A 四日市火力発電所
	23	" 第一工業製薬㈱四日市事業所 千歳工場
第3コンビナート	24	第一種 KHネオケム㈱四日市工場 霞ヶ浦製造所
	25	" 東ソー㈱四日市事業所
	26	" 丸善石油化学㈱四日市工場
	27	" (※) 四日市オキシトン㈱四日市工場
	28	" 四日市エルピージー基地㈱霞事業所
	29	" 日本ポリプロ㈱四日市工場
	30	" (※) D I C ㈱四日市工場
	31	第二種 ㈱J E R A 四日市LNGセンター
	32	" 東邦ガス㈱四日市工場
	33	" コスモ石油㈱四日市霞発電所
	34	" 第一工業製薬㈱四日市事業所 霞工場

注) (※) はレイアウト対象外事業所を示す。

尾鷲地区特定事業所位置図



尾鷲地区特定事業所位置図



尾鷲地区特定事業所一覧

番号	種別	事業所名
1	第一種（※）	中部電力(株)尾鷲三田火力発電所

（※）レイアウト対象外事業所

尾鷲地区特定事業所一覧

番号	種別	事業所名
二	二	二

三重県石油コンビナート等防災計画 平成31年3月修正

(6) 津地方気象台

気象業務法（昭和27年6月2日法律第165号）に基づく予報及び警報等の発表

(7) 中部経済産業局

必要資機材の調達、あっせん

6 自衛隊

(1) 要請に基づく災害派遣

(2) 関係機関が行う防災訓練への協力参加

7 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を積極的に推進すると共に、県及び市等の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(1) 指定公共機関

- ・西日本電信電話株式会社三重支店
- ・株式会社NTTドコモ東海支社三重支店
- ・KDDI株式会社中部総支社
- ・ソフトバンクモバイル株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社
- ・日本銀行名古屋支店
- ・日本赤十字社三重県支部
- ・日本放送協会津放送局
- ・中日本高速道路株式会社
- ・独立行政法人水資源機構
- ・東海旅客鉄道株式会社
- ・西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社
- ・中部電力株式会社三重支店、関西電力株式会社和歌山支店
- ・東邦ガス株式会社
- ・日本郵便株式会社
- ・独立行政法人国立病院機構

(2) 指定地方公共機関

- ・公益社団法人三重県医師会
- ・三重テレビ放送株式会社
- ・三重エフエム放送株式会社

三重県石油コンビナート等防災計画 令和2年3月修正（案）

(6) 津地方気象台

気象業務法（昭和27年6月2日法律第165号）に基づく予報及び警報等の発表

(7) 中部経済産業局

必要資機材の調達、あっせん

6 自衛隊

(1) 要請に基づく災害派遣

(2) 関係機関が行う防災訓練への協力参加

7 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を積極的に推進すると共に、県及び市等の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(1) 指定公共機関

- ・西日本電信電話株式会社三重支店
- ・株式会社NTTドコモ東海支社三重支店
- ・KDDI株式会社中部総支社
- ・ソフトバンク株式会社
- ・日本銀行名古屋支店
- ・日本赤十字社三重県支部
- ・日本放送協会津放送局
- ・中日本高速道路株式会社
- ・独立行政法人水資源機構
- ・東海旅客鉄道株式会社
- ・西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社
- ・中部電力パワーグリッド株式会社三重支社／株式会社JERA西日本支社
- ・関西電力送配電株式会社和歌山支社
- ・東邦ガス株式会社
- ・日本郵便株式会社
- ・独立行政法人国立病院機構

(2) 指定地方公共機関

- ・公益社団法人三重県医師会
- ・三重テレビ放送株式会社

第2章 防災組織

第1節 防災本部

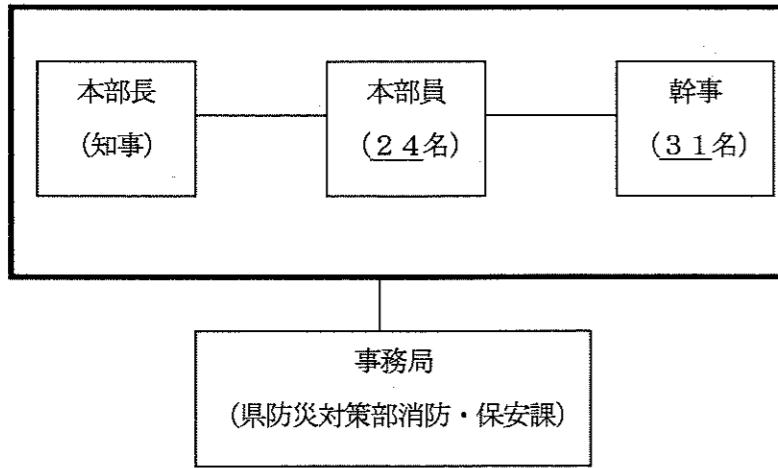
防災本部は、特別防災区域に係る災害の未然防止及び拡大防止を図るため、防災計画の作成等石災法第27条第3項に規定する事務をつかさどるとともに、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合においては、その規模、態様に応じ特別防災区域内に現地本部を設置し、総合的な防災活動を実施するものである。

なお、防災本部の運営等については、「三重県石油コンビナート等防災本部条例」及び「三重県石油コンビナート等防災本部運営要領」によるものとする。

1 組織

防災本部は、特別防災区域に係る防災に関し、県、特定地方行政機関、関係市及び特定事業者等が一体となって総合的かつ計画的に推進するため、次の本部員等で構成する。

- (1) 防災本部は、本部長（知事）及び本部員をもって組織する。
- (2) 本部長に事故等があるときは、副知事、危機管理統括監、防災対策部長の順にその職務を代理する。
- (3) 条例の定めるところにより、防災本部に幹事を置く。幹事は本部員の属する機関のうちから知事が任命する。
- (4) 防災本部の事務局を県防災対策部消防・保安課に置き、事務処理にあたる。



防災本部の組織

第2章 防災組織

第1節 防災本部

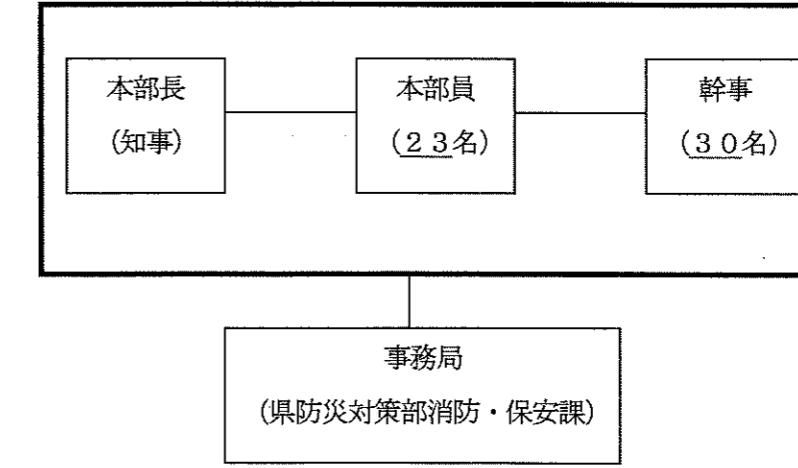
防災本部は、特別防災区域に係る災害の未然防止及び拡大防止を図るため、防災計画の作成等石災法第27条第3項に規定する事務をつかさどるとともに、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合においては、その規模、態様に応じ特別防災区域内に現地本部を設置し、総合的な防災活動を実施するものである。

なお、防災本部の運営等については、「三重県石油コンビナート等防災本部条例」及び「三重県石油コンビナート等防災本部運営要領」によるものとする。

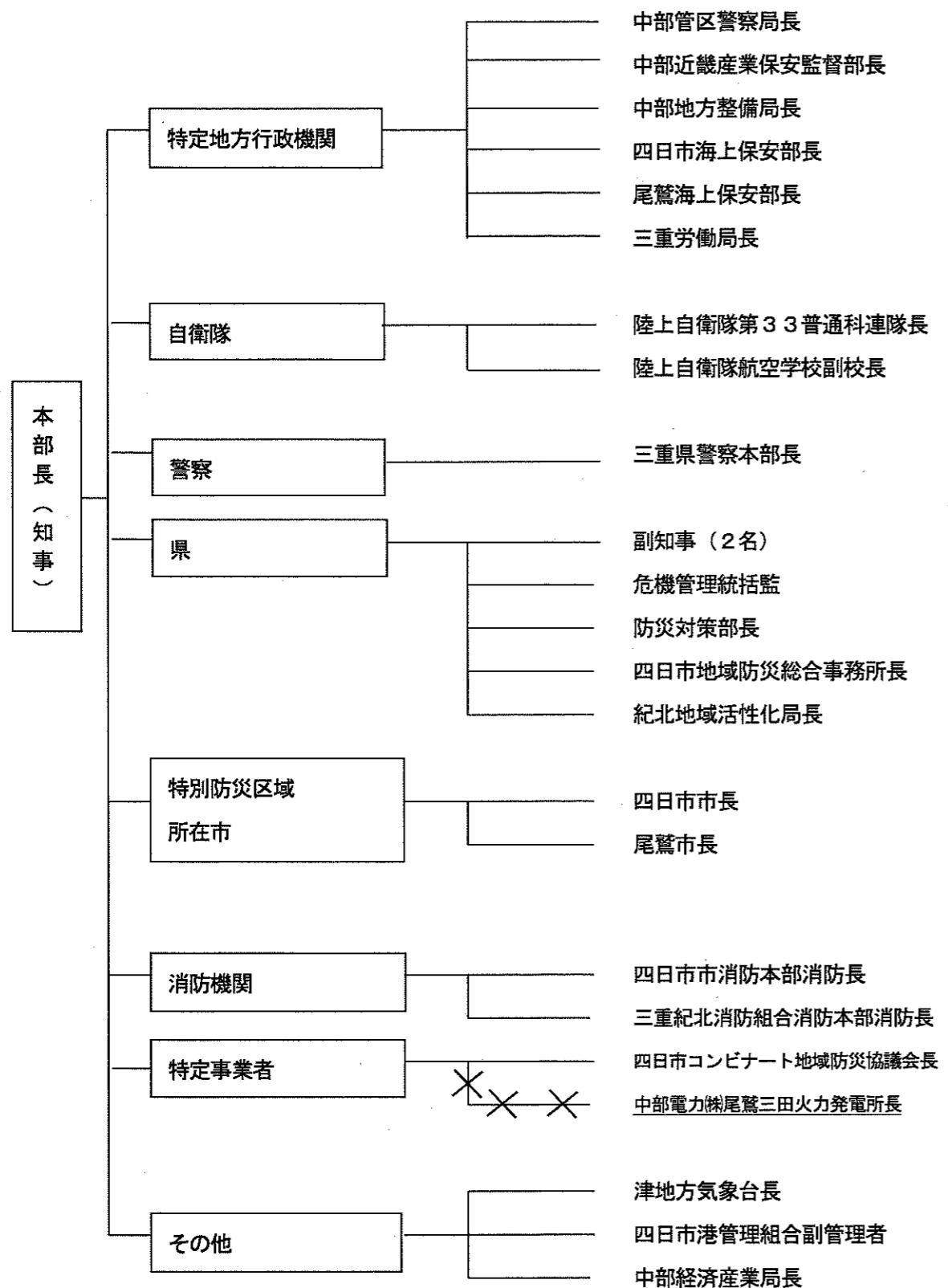
1 組織

防災本部は、特別防災区域に係る防災に関し、県、特定地方行政機関、関係市及び特定事業者等が一体となって総合的かつ計画的に推進するため、次の本部員等で構成する。

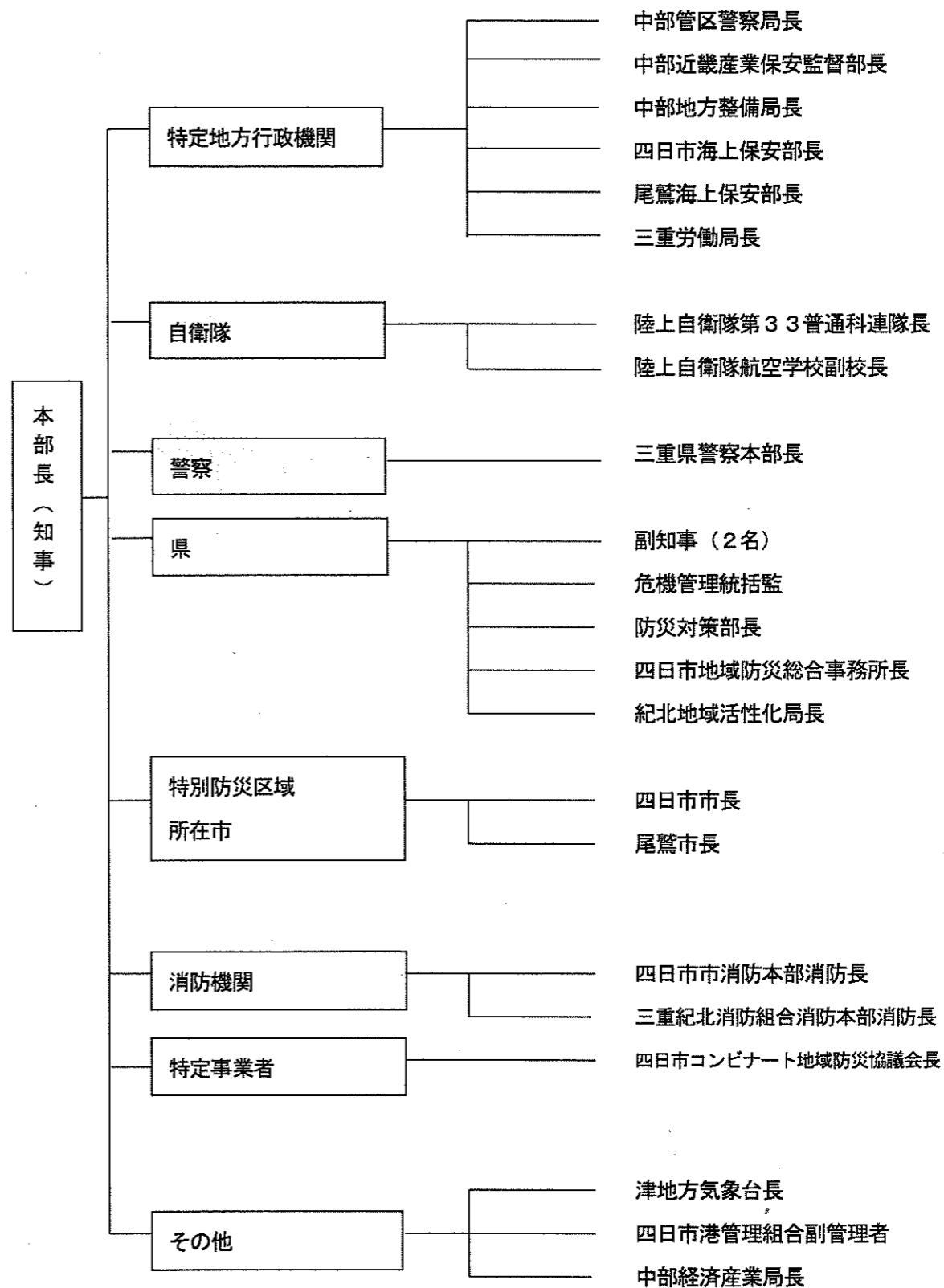
- (1) 防災本部は、本部長（知事）及び本部員をもって組織する。
- (2) 本部長に事故等があるときは、副知事、危機管理統括監、防災対策部長の順にその職務を代理する。
- (3) 条例の定めるところにより、防災本部に幹事を置く。幹事は本部員の属する機関のうちから知事が任命する。
- (4) 防災本部の事務局を県防災対策部消防・保安課に置き、事務処理にあたる。



防災本部の組織



防災本部員の構成



防災本部員の構成

第3章 災害想定

第1節 概要

特別防災区域に係る災害対策を有効かつ適切に実施するためには、その前提として、個々の特別防災区域における危険物施設等の種類・規模、位置等の実態や周囲の状況等を踏まえ、当該特別防災区域で発生する可能性のある災害について適切な想定を行う必要がある。

想定される災害は、人為的要因等による事故灾害と地震等による自然灾害に起因する二次灾害とに大別される。県内の特別防災区域（四日市臨海地区及び尾鷲地区）における、平常時及び地震時に発生する可能性のある災害事象について想定を行った。

なお、災害想定は、客観的かつ現実的なものとなるよう科学的手法に基づき実施する必要があるため、消防庁から示されている「石油コンビナートの防災アセスメント指針（平成25年3月改訂）」に基づき、平成25年度に三重県が実施した「三重県石油コンビナート防災アセスメント調査結果」を参考とした。

第3章 災害想定

第1節 概要

特別防災区域に係る災害対策を有効かつ適切に実施するためには、その前提として、個々の特別防災区域における危険物施設等の種類・規模、位置等の実態や周囲の状況等を踏まえ、当該特別防災区域で発生する可能性のある災害について適切な想定を行う必要がある。

想定される災害は、人為的要因等による事故灾害と地震等による自然灾害に起因する二次灾害とに大別される。四日市臨海地区における、平常時及び地震時に発生する可能性のある災害事象について想定を行った。

なお、災害想定は、客観的かつ現実的なものとなるよう科学的手法に基づき実施する必要があるため、消防庁から示されている「石油コンビナートの防災アセスメント指針（平成25年3月改訂）」に基づき、平成25年度に三重県が実施した「三重県石油コンビナート防災アセスメント調査結果」を参考とした。

表3-2 各地区的最大計測震度

地区	地震動		
	L1地震	L2地震	活断層型地震
四日市第一地区	6.05	6.75	6.72
四日市第二地区	5.87	6.56	6.51
四日市第三地区	6.01	6.79	6.87
尾鷲	6.20	6.84	4.39

3 評価方法

(1) 災害事象及び発生危険度

表3-3に示す平常時及び地震時に災害に進展する可能性のある事象を設定するとともに、事故の拡大防止を図る措置や装置の効果等を加味して災害拡大シナリオを作成し、また、初期事象や拡大防止装置等に確率を与えてイベントツリー解析を行うことにより、最終的に進展する可能性のある災害事象及びその発生危険度（発生確率）を計算した。

表3-3 初期事象一覧

分類		平常時	平常時	地震時
危険物タンク	固定屋根式	配管の小破による漏洩	●	●
		タンク本体の小破による漏洩	●	●
		配管の大破による漏洩	●	●
	浮き屋根式	タンク本体の大破による漏洩	●	●
		浮き屋根シール部の損傷・漏洩	●	-
	固定屋根式	タンク屋根板の損傷	●	-
高圧ガス貯槽 (可燃性、毒性)	(可燃性、毒性)	配管の小破による漏洩	●	●
		タンク本体の小破による漏洩	●	●
		配管の大破による漏洩	●	●
		タンク本体の大破による漏洩	●	●
毒劇物液体タンク	危険物タンクに同じ(確率は旧法旧基準に同じ)	●	●	
プラント (製造プラント、発電プラント)	装置の小破による漏洩	●	●	
	装置の大破による漏洩	●	●	
パイプライン	配管の小破による漏洩	●	●	

表3-2 各地区的最大計測震度

地区	地震動		
	L1地震	L2地震	活断層型地震
四日市第一地区	6.05	6.75	6.72
四日市第二地区	5.87	6.56	6.51
四日市第三地区	6.01	6.79	6.87

3 評価方法

(1) 災害事象及び発生危険度

表3-3に示す平常時及び地震時に災害に進展する可能性のある事象を設定するとともに、事故の拡大防止を図る措置や装置の効果等を加味して災害拡大シナリオを作成し、また、初期事象や拡大防止装置等に確率を与えてイベントツリー解析を行うことにより、最終的に進展する可能性のある災害事象及びその発生危険度（発生確率）を計算した。

表3-3 初期事象一覧

分類	平常時	平常時	地震時	
危険物タンク	配管の小破による漏洩	●	●	
	固定屋根式	タンク本体の小破による漏洩	●	●
	浮き屋根式	配管の大破による漏洩	●	●
		タンク本体の大破による漏洩	●	●
	浮き屋根式	浮き屋根シール部の損傷・漏洩	●	-
	固定屋根式	タンク屋根板の損傷	●	-
高圧ガス貯槽 (可燃性、毒性)	配管の小破による漏洩	●	●	
	(可燃性、毒性)	タンク本体の小破による漏洩	●	●
		配管の大破による漏洩	●	●
		タンク本体の大破による漏洩	●	●
毒劇物液体タンク	危険物タンクに同じ(確率は旧法旧基準に同じ)	●	●	
プラント (製造プラント、発電プラント)	装置の小破による漏洩	●	●	
	装置の大破による漏洩	●	●	
パイプライン	配管の小破による漏洩	●	●	

第3節 平常時の事故を対象とした評価

表3-3に示す初期事象に対して、過去の事故発生状況に関する統計値を基に発生確率を設定し、事故の拡大防止を図る措置や装置の効果等を加味して、災害事象の発生危険度を計算した。

災害事象及びその発生危険度を表3-5に、災害事象の影響度を表3-9に、災害の様相を表3-10に示す。

危険物タンクの少量流出火災や高圧ガス貯槽の可燃性ガス少量流出爆発・火災等の発生頻度が比較的高く、対策を優先すべき第1段階の災害として想定される。

上記災害は、施設数の多い四日市臨海地区でも、それぞれ年間の発生件数は 2.0×10^{-3} 件(0.002件 500年に1件程度の発生)及び 3.5×10^{-3} 件(0.0035件 同290年)と見込まれる。その他の災害についても、年間の発生件数は非常に小さく、その発生間隔は数千年から数万年に1件程度と見込まれる。

施設数の少ない尾鷲地区では、各想定災害の発生件数はさらに小さく、その発生間隔は5千年から数十万年に1件程度と見込まれる。

表3-5 主な災害事象の災害発生危険度（平常時）

(1) 四日市臨海地区

評価対象施設	想定災害 (発生危険度が安全水準以上となる 災害事象)		発生件数 [件/年]	おおよその 発生間隔
危険物タンク	第1段階	小量流出火災	2.0×10^{-3}	500年
		中量流出火災	5.2×10^{-4}	1,900年
		仕切堤内流出火災	2.4×10^{-5}	42,000年
		タンク小火災	1.1×10^{-5}	91,000年
		リム火災	3.8×10^{-4}	2,600年
		リング火災	4.2×10^{-5}	24,000年
	第2段階	防油堤内流出火災	6.5×10^{-6}	150,000年
		タンク全面火災	1.7×10^{-6}	590,000年
高圧ガス貯槽 (可燃性ガス)	第1段階	小量流出爆発・火災	3.5×10^{-3}	290年
		大量流出爆発・火災	3.5×10^{-5}	29,000年
		長時間流出爆発・火災	1.8×10^{-4}	5,600年
	第2段階	中量流出爆発・火災	3.5×10^{-6}	290,000年
		小量流出毒性拡散	7.8×10^{-5}	13,000年
高圧ガス貯槽 (毒性ガス)	第1段階	大量流出毒性拡散	7.8×10^{-5}	13,000年
毒物・劇物液体タンク		長時間流出毒性拡散	2.6×10^{-5}	38,000年
第1段階	小量流出毒性拡散	2.6×10^{-5}	38,000年	
	大量流出毒性拡散	5.2×10^{-5}	19,000年	
プラント (可燃性)	第1段階	長時間流出毒性拡散	2.6×10^{-5}	38,000年
		小量流出爆発・火災	1.3×10^{-3}	770年
	第2段階	全量流出爆発・火災	2.7×10^{-5}	37,000年
プラント (毒性)	第1段階	長時間流出爆発・火災	1.4×10^{-6}	710,000年
		小量流出毒性拡散	3.0×10^{-5}	33,000年

第3節 平常時の事故を対象とした評価

表3-3に示す初期事象に対して、過去の事故発生状況に関する統計値を基に発生確率を設定し、事故の拡大防止を図る措置や装置の効果等を加味して、災害事象の発生危険度を計算した。

災害事象及びその発生危険度を表3-5に、災害事象の影響度を表3-9に、災害の様相を表3-10に示す。

危険物タンクの少量流出火災や高圧ガス貯槽の可燃性ガス少量流出爆発・火災等の発生頻度が比較的高く、対策を優先すべき第1段階の災害として想定される。

四日市臨海地区における上記災害のそれぞれの年間発生件数は、 2.0×10^{-3} 件(0.002件 500年に1件程度の発生)及び 3.5×10^{-3} 件(0.0035件 同290年)と見込まれる。その他の災害についても、年間の発生件数は非常に小さく、その発生間隔は数千年から数万年に1件程度と見込まれる。

表3-5 主な災害事象の災害発生危険度（平常時）

四日市臨海地区

評価対象施設	想定災害 (発生危険度が安全水準以上となる 災害事象)		発生件数 [件/年]	おおよその 発生間隔
危険物タンク	第1段階	小量流出火災	2.0×10^{-3}	500年
		中量流出火災	5.2×10^{-4}	1,900年
		仕切堤内流出火災	2.4×10^{-5}	42,000年
	第2段階	タンク小火災	1.1×10^{-5}	91,000年
		リム火災	3.8×10^{-4}	2,600年
		リング火災	4.2×10^{-5}	24,000年
高圧ガス貯槽 (可燃性ガス)	第1段階	防油堤内流出火災	6.5×10^{-6}	150,000年
		タンク全面火災	1.7×10^{-6}	590,000年
		小量流出爆発・火災	3.5×10^{-3}	290年
高圧ガス貯槽 (毒性ガス)	第2段階	大量流出爆発・火災	3.5×10^{-5}	29,000年
		長時間流出爆発・火災	1.8×10^{-4}	5,600年
		中量流出爆発・火災	3.5×10^{-6}	290,000年
毒物・劇物液体タンク	第1段階	小量流出毒性拡散	7.8×10^{-5}	13,000年
		大量流出毒性拡散	7.8×10^{-5}	13,000年
プラント (可燃性)	第1段階	小量流出毒性拡散	2.6×10^{-5}	38,000年
		大量流出毒性拡散	5.2×10^{-5}	19,000年
		長時間流出毒性拡散	2.6×10^{-5}	38,000年
プラント (毒性)	第1段階	小量流出爆発・火災	1.3×10^{-3}	770年
		全量流出爆発・火災	2.7×10^{-5}	37,000年
	第2段階	長時間流出爆発・火災	1.4×10^{-6}	710,000年
プラント (毒性)	第1段階	小量流出毒性拡散	3.0×10^{-5}	33,000年

(2) 尾鷲地区

評価対象施設	想定灾害 (発生危険度が安全水準以上となる 災害事象)		発生件数 [件/年]	おおよその 発生間隔
危険物タンク	第1段階	小量流出火災	1.9×10^{-4}	5,300 年
		中量流出火災	6.4×10^{-5}	16,000 年
		リム火災	6.6×10^{-5}	15,000 年
	第2段階	仕切堤内流出火災	2.5×10^{-6}	400,000 年
		リング火災	7.3×10^{-6}	140,000 年
高圧ガス貯槽 (可燃性ガス)	第1段階	小量流出爆発・火災	4.0×10^{-5}	25,000 年
	第2段階	長時間流出爆発・火災	2.0×10^{-6}	500,000 年
高圧ガス貯槽 (毒性ガス)	第2段階	小量流出毒性拡散	4.0×10^{-6}	250,000 年
		大量流出毒性拡散	4.0×10^{-6}	250,000 年

※対応するページなし

第4節 地震動（短周期）による災害の評価

第2節2で想定した3つの地震を対象に、「平成24年度南海トラフの巨大地震等を想定した三重県地震被害想定調査」の地震動・液状化の予測結果及び既存の地震被災事例を参考にして初期事象の発生確率を設定し、災害事象の発生危険度を計算した。

L1地震に係る災害事象の発生危険度を表3-6に、L2地震に係る災害事象の発生危険度を表3-7に、活断層型地震に係る災害事象の発生危険度を表3-8に、災害事象の影響度を表3-9に、災害の様相を表3-10に示す。

1 L1地震

(1) 四日市臨海地区

震度は最大で6強になると予想され、高压ガス貯槽からの小量流出爆発・火災や毒性ガスの小量流出毒性拡散、毒劇物液体タンクからの小量流出毒性拡散（流出した液体の蒸発による毒性ガスの拡散。以下同じ。）、製造プラントからの毒性ガスの小量流出拡散が、それぞれ、0.12～0.35件（L1地震が3～8回発生した場合に1件発生することに相当。）と高く見込まれる。

(2) 尾鷲地区

震度は最大で6強になると予想されるが、想定災害の発生件数は $4.0 \times 10^{-4} \sim 3.9 \times 10^2$ 件と、L1地震が数十回から数千回発生して1件発生する程度となっている。

高压ガス貯槽からの毒性ガス流出拡散や危険物タンクからの油流出火災の発生件数が相対的に高くなっている。

2 L2地震

(1) 四日市臨海地区

震度は最大で7になると予想され、高压ガス貯槽からの可燃性ガス流出爆発・火災、毒性ガス流出拡散、毒劇物液体タンクからの流出拡散、製造プラントからの可燃性ガス流出爆発や毒性ガス流出拡散が、いずれも流出量は小量であるが、それぞれ1.0～3.5件とL1地震発生時に比べ10倍程度高く見込まれる。

上記の他、例えば、危険物タンクからの小量流出火災が0.76件（L2地震が1～2回発生した場合に1件発生）と高く見込まれる。

(2) 尾鷲地区

震度は最大で7になると予想され、高压ガス貯槽からの毒性ガス小量流出拡散が0.21件（L2地震5回で1件発生）、危険物タンクからの少量流出火災が0.095件（同11回で1件発生）と高く見込まれる。

他の災害については、発生件数の値は小さく、L2地震が数十回から数千回発生して1件発生する程度となっている。

第4節 地震動（短周期）による災害の評価

第2節2で想定した3つの地震を対象に、「平成24年度南海トラフの巨大地震等を想定した三重県地震被害想定調査」の地震動・液状化の予測結果及び既存の地震被災事例を参考にして初期事象の発生確率を設定し、災害事象の発生危険度を計算した。

L1地震に係る災害事象の発生危険度を表3-6に、L2地震に係る災害事象の発生危険度を表3-7に、活断層型地震に係る災害事象の発生危険度を表3-8に、災害事象の影響度を表3-9に、災害の様相を表3-10に示す。

1 L1地震

四日市臨海地区

震度は最大で6強になると予想され、高压ガス貯槽からの小量流出爆発・火災や毒性ガスの小量流出毒性拡散、毒劇物液体タンクからの小量流出毒性拡散（流出した液体の蒸発による毒性ガスの拡散。以下同じ。）、製造プラントからの毒性ガスの小量流出拡散が、それぞれ、0.12～0.35件（L1地震が3～8回発生した場合に1件発生することに相当。）と高く見込まれる。

2 L2地震

四日市臨海地区

震度は最大で7になると予想され、高压ガス貯槽からの可燃性ガス流出爆発・火災、毒性ガス流出拡散、毒劇物液体タンクからの流出拡散、製造プラントからの可燃性ガス流出爆発や毒性ガス流出拡散が、いずれも流出量は小量であるが、それぞれ1.0～3.5件とL1地震発生時に比べ10倍程度高く見込まれる。

上記の他、例えば、危険物タンクからの小量流出火災が0.76件（L2地震が1～2回発生した場合に1件発生）と高く見込まれる。

3 活断層型地震

(1) 四日市臨海地区

予測された地震動の大きさは、L2地震とほぼ同じであるため、想定災害及び発生件数もほぼ同様となっている。

(2) 尾鷲地区

想定震度は4程度であり、本地震による影響はほとんどないと考えられるため、評価していない。

3 活断層型地震

四日市臨海地区

予測された地震動の大きさは、L2地震とほぼ同じであるため、想定災害及び発生件数もほぼ同様となっている。

表3-6 主な災害事象の災害発生危険度（L1地震）

(1) 四日市臨海地区

評価対象施設	想定災害 (発生危険度が安全水準以上となる 災害事象)	発生件数 [件/地震]	発生に至る 地震回数 [地震/件]
危険物タンク	小量流出火災	7.6×10^{-2}	13回
	中量流出火災	2.1×10^{-2}	48回
	仕切堤内流出火災	7.7×10^{-3}	130回
	防油堤内流出火災	3.1×10^{-3}	320回
	防油堤外流出火災	2.6×10^{-4}	3,800回
高圧ガス貯槽 (可燃性ガス)	小量流出爆発・火災	3.0×10^{-1}	3回
	中量流出爆発・火災	2.8×10^{-3}	360回
	大量流出爆発・火災	3.0×10^{-2}	33回
	長時間流出爆発・火災	4.8×10^{-4}	2,100回
	全量流出爆発・火災	3.1×10^{-4}	3,200回
高圧ガス貯槽 (毒性ガス)	小量流出毒性拡散	3.5×10^{-1}	3回
	中量流出毒性拡散	3.2×10^{-3}	310回
	大量流出毒性拡散	7.1×10^{-2}	14回
	長時間流出毒性拡散	3.8×10^{-4}	2,600回
	全量流出毒性拡散	7.2×10^{-4}	1,400回
毒物・劇物液体タンク	小量流出毒性拡散	1.3×10^{-1}	8回
	中量流出毒性拡散	1.2×10^{-3}	830回
	大量流出毒性拡散	3.3×10^{-2}	30回
	長時間流出毒性拡散	3.6×10^{-2}	28回
	全量流出毒性拡散	3.3×10^{-4}	3,000回
プラント (可燃性)	小量流出爆発・火災	9.7×10^{-2}	10回
	全量流出爆発・火災	2.2×10^{-2}	45回
	長時間流出爆発・火災	1.1×10^{-3}	910回
	大量流出爆発・火災	1.1×10^{-4}	9,100回
プラント (毒性)	小量流出毒性拡散	1.2×10^{-1}	8回
	中量流出毒性拡散	1.3×10^{-2}	77回
	大量流出毒性拡散	1.3×10^{-2}	77回
	長時間流出毒性拡散	1.4×10^{-3}	710回
	全量流出毒性拡散	1.4×10^{-4}	7,100回

(2) 尾鷲地区

評価対象施設	想定災害 (発生危険度が安全水準以上となる 災害事象)	発生件数 [件/地震]	発生に至る 地震回数 [地震/件]
危険物タンク	小量流出火災	1.8×10^{-2}	56回
	仕切堤内流出火災	1.6×10^{-3}	630回
	防油堤内流出火災	5.8×10^{-3}	170回
高圧ガス貯槽 (可燃性ガス)	小量流出爆発・火災	7.8×10^{-3}	130回
	大量流出爆発・火災	7.8×10^{-4}	1,300回
高圧ガス貯槽 (毒性ガス)	小量流出毒性拡散	3.9×10^{-1}	26回
	大量流出毒性拡散	7.8×10^{-3}	130回
	長時間流出毒性拡散	4.0×10^{-4}	2,500回

0.1件/地震以上
1件/地震以上

表3-6 主な災害事象の災害発生危険度（L1地震）

四日市臨海地区

評価対象施設	想定災害 (発生危険度が安全水準以上となる 災害事象)	発生件数 [件/地震]	発生に至る 地震回数 [地震/件]
危険物タンク	小量流出火災	7.6×10^{-2}	13回
	中量流出火災	2.1×10^{-2}	48回
	仕切堤内流出火災	7.7×10^{-3}	130回
	防油堤内流出火災	3.1×10^{-3}	320回
高圧ガス貯槽 (可燃性ガス)	防油堤外流出火災	2.6×10^{-4}	3,800回
	小量流出爆発・火災	3.0×10^{-1}	3回
	中量流出爆発・火災	2.8×10^{-3}	360回
	大量流出爆発・火災	3.0×10^{-2}	33回
高圧ガス貯槽 (毒性ガス)	長時間流出爆発・火災	4.8×10^{-4}	2,100回
	全量流出爆発・火災	3.1×10^{-4}	3,200回
	小量流出毒性拡散	3.5×10^{-1}	3回
	中量流出毒性拡散	3.2×10^{-3}	310回
毒物・劇物液体タンク	大量流出毒性拡散	7.1×10^{-2}	14回
	長時間流出毒性拡散	3.8×10^{-4}	2,600回
	全量流出毒性拡散	7.2×10^{-4}	1,400回
	小量流出毒性拡散	1.3×10^{-1}	8回
プラント (可燃性)	中量流出毒性拡散	1.2×10^{-3}	830回
	大量流出毒性拡散	3.3×10^{-2}	30回
	長時間流出毒性拡散	3.6×10^{-2}	28回
	全量流出毒性拡散	3.3×10^{-4}	3,000回
プラント (毒性)	小量流出爆発・火災	9.7×10^{-2}	10回
	全量流出爆発・火災	2.2×10^{-2}	45回
	長時間流出爆発・火災	1.1×10^{-3}	910回
	大量流出爆発・火災	1.1×10^{-4}	9,100回
プラント (毒性)	小量流出毒性拡散	1.2×10^{-1}	8回
	中量流出毒性拡散	1.3×10^{-2}	77回
	大量流出毒性拡散	1.3×10^{-2}	77回
	長時間流出毒性拡散	1.4×10^{-3}	710回
第2段階	全量流出毒性拡散	1.4×10^{-4}	7,100回

0.1件/地震以上
1件/地震以上

表3-7 主な災害事象の災害発生危険度（L2地震）

(1) 四日市臨海地区

評価対象施設	想定災害 (発生危険度が安全水準以上となる 災害事象)	発生件数 [件/地震]	発生に至る 地震回数 [地震/件]
危険物タンク	小量流出火災	7.6×10^{-1}	1回
	中量流出火災	2.8×10^{-1}	4回
	仕切堤内流出火災	8.3×10^{-2}	12回
	防油堤内流出火災	4.5×10^{-2}	22回
	防油堤外流出火災	4.0×10^{-3}	250回
高压ガス貯槽 (可燃性ガス)	小量流出爆発・火災	3.1	
	中量流出爆発・火災	2.9×10^{-2}	34回
	大量流出爆発・火災	3.1×10^{-1}	3回
	長時間流出爆発・火災	9.2×10^{-3}	110回
	全量流出爆発・火災	3.2×10^{-3}	310回
高压ガス貯槽 (毒性ガス)	小量流出毒性拡散	3.5	
	中量流出毒性拡散	3.2×10^{-2}	31回
	大量流出毒性拡散	7.0×10^{-1}	1回
	長時間流出毒性拡散	4.2×10^{-3}	240回
	全量流出毒性拡散	7.1×10^{-3}	140回
毒物・劇物液体タンク	小量流出毒性拡散	1.2	
	中量流出毒性拡散	1.1×10^{-2}	91回
	大量流出毒性拡散	3.0×10^{-1}	3回
	長時間流出毒性拡散	3.3×10^{-1}	3回
	全量流出毒性拡散	3.0×10^{-3}	330回
プラント (可燃性)	小量流出爆発・火災	1.0	
	全量流出爆発・火災	2.3×10^{-1}	4回
	長時間流出爆発・火災	1.2×10^{-2}	83回
	大量流出爆発・火災	1.2×10^{-3}	830回
プラント (毒性)	小量流出毒性拡散	1.2	
	中量流出毒性拡散	1.3×10^{-1}	8回
	大量流出毒性拡散	1.3×10^{-1}	8回
	長時間流出毒性拡散	1.3×10^{-2}	77回
	全量流出毒性拡散	1.3×10^{-3}	770回

(2) 尾鷲地区

評価対象施設	想定災害 (発生危険度が安全水準以上となる 災害事象)	発生件数 [件/地震]	発生に至る 地震回数 [地震/件]
危険物タンク	小量流出火災	9.5×10^{-2}	11回
	仕切堤内流出火災	8.6×10^{-3}	120回
	防油堤内流出火災	3.5×10^{-2}	29回
高压ガス貯槽 (可燃性ガス)	防油堤外流出火災	4.4×10^{-4}	2,300回
	小量流出爆発・火災	4.2×10^{-2}	24回
	大量流出爆発・火災	4.2×10^{-3}	240回
高压ガス貯槽 (毒性ガス)	長時間流出爆発・火災	5.3×10^{-4}	1,900回
	小量流出毒性拡散	2.1×10^{-1}	5回
	大量流出毒性拡散	4.2×10^{-2}	24回
	長時間流出毒性拡散	2.7×10^{-3}	370回
	全量流出毒性拡散	4.2×10^{-4}	2,400回

表3-7 主な災害事象の災害発生危険度（L2地震）

四日市臨海地区

評価対象施設	想定災害 (発生危険度が安全水準以上となる 災害事象)	発生件数 [件/地震]	発生に至る 地震回数 [地震/件]
危険物タンク	小量流出火災	7.6×10^{-1}	1回
	中量流出火災	2.8×10^{-1}	4回
	仕切堤内流出火災	8.3×10^{-2}	12回
	防油堤内流出火災	4.5×10^{-2}	22回
	防油堤外流出火災	4.0×10^{-3}	250回
高压ガス貯槽 (可燃性ガス)	小量流出爆発・火災	3.1	
	中量流出爆発・火災	2.9×10^{-2}	34回
	大量流出爆発・火災	3.1×10^{-1}	3回
	長時間流出爆発・火災	9.2×10^{-3}	110回
	全量流出爆発・火災	3.2×10^{-3}	310回
高压ガス貯槽 (毒性ガス)	小量流出毒性拡散	3.5	
	中量流出毒性拡散	3.2×10^{-2}	31回
	大量流出毒性拡散	7.0×10^{-1}	1回
	長時間流出毒性拡散	4.2×10^{-3}	240回
	全量流出毒性拡散	7.1×10^{-3}	140回
毒物・劇物液体タンク	小量流出毒性拡散	1.2	
	中量流出毒性拡散	1.1×10^{-2}	91回
	大量流出毒性拡散	3.0×10^{-1}	3回
	長時間流出毒性拡散	3.3×10^{-1}	3回
	全量流出毒性拡散	3.0×10^{-3}	330回
プラント (可燃性)	小量流出爆発・火災	1.0	
	全量流出爆発・火災	2.3×10^{-1}	4回
	長時間流出爆発・火災	1.2×10^{-2}	83回
	大量流出爆発・火災	1.2×10^{-3}	830回
プラント (毒性)	小量流出毒性拡散	1.2	
	中量流出毒性拡散	1.3×10^{-1}	8回
	大量流出毒性拡散	1.3×10^{-1}	8回
	長時間流出毒性拡散	1.3×10^{-2}	77回
	全量流出毒性拡散	1.3×10^{-3}	770回

0.1件/地震以上
1件/地震以上

表3-8 主な災害事象の災害発生危険度（活断層型地震）

(1) 四日市臨海地区

評価対象施設	想定灾害 (発生危険度が安全水準以上となる 災害事象)	発生件数 [件/地震]	発生に至る 地震回数 [地震/件]
危険物タンク	小量流出火災	7.1×10^{-1}	1回
	中量流出火災	2.7×10^{-1}	4回
	仕切堤内流出火災	7.7×10^{-2}	13回
	防油堤内流出火災	4.2×10^{-2}	24回
	防油堤外流出火災	3.7×10^{-3}	270回
高圧ガス貯槽 (可燃性ガス)	小量流出爆発・火災	3.1	
	中量流出爆発・火災	2.9×10^{-2}	34回
	大量流出爆発・火災	3.1×10^{-1}	3回
	長時間流出爆発・火災	9.7×10^{-3}	100回
	全量流出爆発・火災	3.2×10^{-3}	310回
高圧ガス貯槽 (毒性ガス)	小量流出毒性拡散	3.4	
	中量流出毒性拡散	3.1×10^{-2}	32回
	大量流出毒性拡散	6.9×10^{-1}	1回
	長時間流出毒性拡散	4.2×10^{-3}	240回
	全量流出毒性拡散	7.0×10^{-3}	140回
毒物・劇物液体タンク	小量流出毒性拡散	1.1	
	中量流出毒性拡散	1.0×10^{-2}	100回
	大量流出毒性拡散	2.8×10^{-1}	4回
	長時間流出毒性拡散	3.1×10^{-1}	3回
	全量流出毒性拡散	2.9×10^{-3}	350回
プラント (可燃性)	小量流出爆発・火災	1.0	
	全量流出爆発・火災	2.3×10^{-1}	4回
	長時間流出爆発・火災	1.1×10^{-2}	91回
	大量流出爆発・火災	1.1×10^{-3}	910回
プラント (毒性)	小量流出毒性拡散	1.1	
	中量流出毒性拡散	1.3×10^{-1}	8回
	大量流出毒性拡散	1.3×10^{-1}	8回
	長時間流出毒性拡散	1.3×10^{-2}	77回
	全量流出毒性拡散	1.3×10^{-3}	770回

0.1件/地震以上
1 件/地震以上

表3-8 主な災害事象の災害発生危険度（活断層型地震）

四日市臨海地区

評価対象施設	想定灾害 (発生危険度が安全水準以上となる 災害事象)	発生件数 [件/地震]	発生に至る 地震回数 [地震/件]
危険物タンク	小量流出火災	7.1×10^{-1}	1回
	中量流出火災	2.7×10^{-1}	4回
	仕切堤内流出火災	7.7×10^{-2}	13回
	防油堤内流出火災	4.2×10^{-2}	24回
	防油堤外流出火災	3.7×10^{-3}	270回
高圧ガス貯槽 (可燃性ガス)	小量流出爆発・火災	3.1	
	中量流出爆発・火災	2.9×10^{-2}	34回
	大量流出爆発・火災	3.1×10^{-1}	3回
	長時間流出爆発・火災	9.7×10^{-3}	100回
	全量流出爆発・火災	3.2×10^{-3}	310回
高圧ガス貯槽 (毒性ガス)	小量流出毒性拡散	3.4	
	中量流出毒性拡散	3.1×10^{-2}	32回
	大量流出毒性拡散	6.9×10^{-1}	1回
	長時間流出毒性拡散	4.2×10^{-3}	240回
	全量流出毒性拡散	7.0×10^{-3}	140回
毒物・劇物液体タンク	小量流出毒性拡散	1.1	
	中量流出毒性拡散	1.0×10^{-2}	100回
	大量流出毒性拡散	2.8×10^{-1}	4回
	長時間流出毒性拡散	3.1×10^{-1}	3回
	全量流出毒性拡散	2.9×10^{-3}	350回
プラント (可燃性)	小量流出爆発・火災	1.0	
	全量流出爆発・火災	2.3×10^{-1}	4回
	長時間流出爆発・火災	1.1×10^{-2}	91回
	大量流出爆発・火災	1.1×10^{-3}	910回
プラント (毒性)	小量流出毒性拡散	1.1	
	中量流出毒性拡散	1.3×10^{-1}	8回
	大量流出毒性拡散	1.3×10^{-1}	8回
	長時間流出毒性拡散	1.3×10^{-2}	77回
	全量流出毒性拡散	1.3×10^{-3}	770回

0.1件/地震以上
1 件/地震以上

(2) 尾鷲地区

想定震度は4程度であり、本地震による影響はほとんどないと考えられるため、評価は行っていない。

表3-9 災害事象の影響度

評価対象施設	短周期地震動			災害事象	影響度(影響範囲)				
	L1	L2	活断層		平常時	四日市第一	四日市第二	四日市第三	尾鷲
危険物タンク	-	-	-	■ タンク小火災					
	-	-	-	■ リム火災					
	-	-	-	■ リング火災					
	-	-	-	タンク全面火災					
	■	■	■	■ 小量流出火災					
	■	■	■	■ 中量流出火災					
	■	■	■	仕切堤内流出火災	●	●		●	
	■	■	■	防油堤内流出火災	●	●		●	
	■	■	■	防油堤外流出火災	●	●	●	●	
	■	■	■	小量流出爆発・火災					
高圧ガスタンク (可燃性ガス)	■	■	■	中量流出爆発・火災	●				
	■	■	■	大量流出爆発・火災	●				
				全量流出爆発・火災	●				
				長時間流出爆発・火災	●				
高圧ガスタンク (毒性ガス)	■	■	■	小量流出拡散	●	●			
	■	■	■	中量流出拡散	●	●	●		
	■	■	■	大量流出拡散	●	●	●		
	■	■	■	全量流出拡散	●	●	●		
	■	■	■	長時間流出拡散	●	●	●		
毒劇物液体タンク	■	■	■	小量流出拡散					
	■	■	■	中量流出拡散					
	■	■	■	大量流出拡散					
	■	■	■	全量流出拡散	●				
	■	■	■	長時間流出拡散					
プラント (可燃性)	■	■	■	小量流出爆発・火災					
				中量流出爆発・火災	●	●	●		
				大量流出爆発・火災	●	●	●		
				全量流出爆発・火災	●	●	●		
				長時間流出爆発・火災	●	●	●		
プラント (毒性)	■	■	■	小量流出拡散	●				
	■	■	■	中量流出拡散	●	●	●		
	■	■	■	大量流出拡散	●	●	●		
	■	■	■	全量流出拡散	●	●	●		
	■	■	■	長時間流出拡散	●	●	●		
パイプライン	■	■	■	小量流出火災	●	●	●	●	
	■	■	■	中量流出火災	●	●	●	●	
	■	■	■	大量流出火災	●	●	●	●	

■：それぞれの場合に、安全水準を超える頻度で右の災害事象が発生する。

●：コンビナート地区外に影響を及ぼす可能性があることを示す。

表3-9 災害事象の影響度

評価対象施設	短周期地震動			災害事象	影響度(影響範囲)			
	L1	L2	活断層		平常時	四日市第一	四日市第二	四日市第三
危険物タンク	-	-	-	■ タンク小火災				
	-	-	-	■ リム火災				
	-	-	-	■ リング火災				
	-	-	-	タンク全面火災				
	■	■	■	■ 少量流出火災				
	■	■	■	■ 中量流出火災				
	■	■	■	仕切堤内流出火災	●	●		●
	■	■	■	防油堤内流出火災	●	●		●
	■	■	■	防油堤外流出火災	●	●	●	●
	■	■	■	小量流出爆発・火災				
高圧ガスタンク (可燃性ガス)	■	■	■	中量流出爆発・火災	●			
	■	■	■	大量流出爆発・火災	●			
				全量流出爆発・火災	●			
				長時間流出爆発・火災	●			
高圧ガスタンク (毒性ガス)	■	■	■	大量流出爆発・火災	●			
				全量流出爆発・火災	●			
				長時間流出爆発・火災	●			
	■	■	■	少量流出拡散	●	●	●	
	■	■	■	中量流出拡散	●	●	●	
毒劇物液体タンク	■	■	■	大量流出拡散	●	●	●	
	■	■	■	全量流出拡散	●	●	●	
	■	■	■	長時間流出拡散	●	●	●	
	■	■	■	少量流出拡散				
	■	■	■	中量流出拡散				
プラント (可燃性)	■	■	■	大量流出爆発・火災	●			
				全量流出爆発・火災	●			
				長時間流出爆発・火災	●			
	■	■	■	少量流出爆発・火災	●	●	●	
	■	■	■	中量流出爆発・火災	●	●	●	
プラント (毒性)	■	■	■	大量流出爆発・火災	●	●	●	
	■	■	■	全量流出爆発・火災	●	●	●	
	■	■	■	長時間流出爆発・火災	●	●	●	
	■	■	■	少量流出拡散	●			
	■	■	■	中量流出拡散	●			
パイプライン	■	■	■	大量流出拡散	●			
	■	■	■	全量流出拡散	●			
	■	■	■	長時間流出拡散	●			
	■	■	■	少量流出火災	●	●	●	
	■	■	■	中量流出火災	●	●	●	

■：それぞれの場合に、安全水準を超える頻度で右の災害事象が発生する。

●：コンビナート地区外に影響を及ぼす可能性があることを示す。

第5節 津波による災害の評価

津波については、その波力による危険物タンクの移動（浮き上がり及び滑動）が懸念されるため、タンク本体に滑動等が発生するおそれを消防庁の被害予測ツールを使用して評価した。

（1）L1地震に伴う津波

ア 四日市臨海地区

90基のタンクが浸水し、10基が移動する可能性があるが、これら10基はいずれも平時の貯蔵率が0%のタンクである。

イ 尾鷲地区

14基のタンクが浸水し、8基が移動する可能性があるが、これら8基はいずれも平時の貯蔵率が0%のタンクである。

（2）L2地震に伴う津波

ア 四日市臨海地区

150基のタンクが浸水し、15基が移動する可能性があるが、これら15基はいずれも平時の貯蔵率が0%のタンクである。

イ 尾鷲地区

17基のタンクが浸水し、10基が移動する可能性があるが、これら10基のうち、容量5,000kl以上の2基を除き他は全て平時の貯蔵率が0%のタンクである。

表3-11 主な災害事象の影響度の評価結果一覧

		タンク容量	浸水するタンク数	浸水時におけるタンク底板から水面までの深さ（m）	滑動等が発生する可能性があるタンク数
四日市 臨海地区	L1地震	500～5,000kl	63	0.02～2.96	10
		5,000kl以上	27	0.03～0.69	0
	L2地震	500～5,000kl	106	0.01～3.44	15
		5,000kl以上	44	0.04～1.15	0
尾鷲地区	L1地震	500～5,000kl	3	2.03～2.56	2
		5,000kl以上	11	1.70～3.8	6
	L2地震	500～5,000kl	3	4.70～5.06	2
		5,000kl以上	14	2.40～5.45	8

第5節 津波による災害の評価

津波については、その波力による危険物タンクの移動（浮き上がり及び滑動）が懸念されるため、タンク本体に滑動等が発生するおそれを消防庁の被害予測ツールを使用して評価した。

（1）L1地震に伴う津波

四日市臨海地区

90基のタンクが浸水し、10基が移動する可能性があるが、これら10基はいずれも平時の貯蔵率が0%のタンクである。

（2）L2地震に伴う津波

四日市臨海地区

150基のタンクが浸水し、15基が移動する可能性があるが、これら15基はいずれも平時の貯蔵率が0%のタンクである。

表3-11 主な災害事象の影響度の評価結果一覧

		タンク容量	浸水するタンク数	浸水時におけるタンク底板から水面までの深さ（m）	滑動等が発生する可能性があるタンク数
四日市 臨海地区	L1地震	500～5,000kl	63	0.02～2.96	10
		5,000kl以上	27	0.03～0.69	0
	L2地震	500～5,000kl	106	0.01～3.44	15
		5,000kl以上	44	0.04～1.15	0

第4節 教育訓練及び防災訓練計画

特別防災区域に係る災害の未然防止に関し、必要な知識及び技術を習得するため、また、事故又は南海トラフ地震等による自然災害が発生した場合、迅速かつ的確な災害緊急措置を実施するための教育訓練及び防災訓練を実施するものとする。

第1 教育訓練

特定事業者は従業員及び必要に応じ協力会社従業員等に対し、教育訓練を実施する。

防災関係機関は、講習会等により特定事業所の従業員及び必要に応じ協力会社従業員等に対する教育訓練を実施する。

1 特定事業者

(1) 特定事業者は、単独又は共同して計画的に従業員及び必要に応じ協力会社従業員等に対し、次に掲げる項目等に係る教育訓練体系の整備及びその実施を行う。

- ア 従業員の経験年数等に応じた教育訓練
- イ 施設の点検及び施設の安全な運転状態を維持する為の作業標準等に係る教育訓練
- ウ 施設が正常な運転状態を逸脱した場合において行うべき運転操作等に関する教育訓練
- エ 適切な設備管理及び運転管理を実施するために蓄積された知見並びに過去のトラブル事例等に係る教育訓練
- オ 施設の維持管理のための工事、施設の変更のための工事及び施設内部の清掃作業並びに施設の運転開始作業及び運転停止作業等の非定常作業を行う場合における作業手順書等の教育訓練
- カ 防災資機材の取扱いに関する教育訓練
- キ 地震及び津波による浸水、その他異常な自然現象が発生した場合にとるべき行動に関する教育訓練

(2) 特定事業者は、従業員及び協力会社従業員等に対する教育訓練を実施した場合は、その結果等についての評価を実施し、教育訓練内容、設備管理及び運転管理並びに事業所の防災体制、防災施設等及び防災資機材の見直し等に反映する。

(3) 特定事業者は、関係行政機関が行う教育訓練に参加し、知識及び技術の向上を図る。

(4) 特定事業者は、本部長からこれらの教育訓練の実施状況について提示を求められた場合、速やかに報告する。

2 防災関係機関

防災関係機関が行う教育訓練は、次のとおりとする。

- (1) 中部近畿産業保安監督部
 - ・高压ガス関係の保安教育
- (2) 三重労働局
 - ア 総括安全衛生管理者及び安全衛生管理者教育
 - イ 取扱作業主任者教育
 - ウ 監督者及び職長教育
 - エ 危険、有害業務への雇い入れ、配置換え者の教育
 - オ 一定の危険有害物取扱者の特別教育
 - カ 生産技術者教育
 - キ 統括安全衛生責任者及び安全衛生責任者教育

第4節 教育訓練及び防災訓練計画

特別防災区域に係る災害の未然防止に関し、必要な知識及び技術を習得するため、また、事故又は南海トラフ地震等による自然災害が発生した場合、迅速かつ的確な災害緊急措置を実施するための教育訓練及び防災訓練を実施するものとする。

なお、これら訓練には南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の対応にかかるものについても考慮する。

第1 教育訓練

特定事業者は従業員及び必要に応じ協力会社従業員等に対し、教育訓練を実施する。

防災関係機関は、講習会等により特定事業所の従業員及び必要に応じ協力会社従業員等に対する教育訓練を実施する。

1 特定事業者

(1) 特定事業者は、単独又は共同して計画的に従業員及び必要に応じ協力会社従業員等に対し、次に掲げる項目等に係る教育訓練体系の整備及びその実施を行う。

- ア 従業員の経験年数等に応じた教育訓練
- イ 施設の点検及び施設の安全な運転状態を維持する為の作業標準等に係る教育訓練
- ウ 施設が正常な運転状態を逸脱した場合において行うべき運転操作等に関する教育訓練
- エ 適切な設備管理及び運転管理を実施するために蓄積された知見並びに過去のトラブル事例等に係る教育訓練
- オ 施設の維持管理のための工事、施設の変更のための工事及び施設内部の清掃作業並びに施設の運転開始作業及び運転停止作業等の非定常作業を行う場合における作業手順書等の教育訓練
- カ 防災資機材の取扱いに関する教育訓練
- キ 地震及び津波による浸水、その他異常な自然現象が発生した場合にとるべき行動に関する教育訓練

(2) 特定事業者は、従業員及び協力会社従業員等に対する教育訓練を実施した場合は、その結果等についての評価を実施し、教育訓練内容、設備管理及び運転管理並びに事業所の防災体制、防災施設等及び防災資機材の見直し等に反映する。

(3) 特定事業者は、関係行政機関が行う教育訓練に参加し、知識及び技術の向上を図る。

(4) 特定事業者は、本部長からこれらの教育訓練の実施状況について提示を求められた場合、速やかに報告する。

2 防災関係機関

防災関係機関が行う教育訓練は、次のとおりとする。

- (1) 中部近畿産業保安監督部
 - ・高压ガス関係の保安教育
- (2) 三重労働局
 - ア 総括安全衛生管理者及び安全衛生管理者教育
 - イ 取扱作業主任者教育
 - ウ 監督者及び職長教育
 - エ 危険、有害業務への雇い入れ、配置換え者の教育
 - オ 一定の危険有害物取扱者の特別教育
 - カ 生産技術者教育
 - キ 統括安全衛生責任者及び安全衛生責任者教育

第5章 災害応急対策計画

第1節 防災本部及び現地本部の活動体制

特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における防災本部及び現地本部の活動体制について定めるものとする。

なお、平成29年11月1日から気象庁は「南海トラフ地震に関する情報」の運用を開始した。本情報の運用に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関する情報）の発表は行わない。

気象庁が「南海トラフ地震に関する情報（臨時）」を発表し、同内容について県に対し連絡があった場合には、「南海トラフ地震準備体制」を取るものとする。詳細は「第7章 東海地震応急対策」によるものとする。

第1 防災本部

- (1) 特別防災区域内において災害が発生したとき又は発生のおそれがあるときは、次の配備基準に基づき事務局の体制を整備し、災害に関する連絡調整等を行うこととする。また、必要に応じ本部員の参集又は本部員の属する機関の職員の派遣について調整を行う。
- (2) 事務局員は防災対策部消防・保安課職員のほか状況に応じ本部長が必要と認めた知事部局、企業庁、本部員の属する機関並びに派遣要請を行った機関の職員をもって構成する。

【災害時等における防災本部の配備基準】

[事故災害]

配備区分	配 備 時 期	配 備 内 容
準備体制	事故による災害の発生のおそれがあるとき	情報連絡活動等が円滑に行え、状況に応じ警戒体制に入れる体制
警戒体制	事故により災害が発生した場合で、本部長が必要と認められたとき	応急対策を迅速かつ的確に行える体制
非常体制	事故により甚大な災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき	防災関係機関が総力をあげて応急対策を行える体制

第5章 災害応急対策計画

第1節 防災本部及び現地本部の活動体制

特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における防災本部及び現地本部の活動体制について定めるものとする。

また、令和元年5月31日から気象庁は、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、「南海トラフ地震臨時情報」を発表することとした。

気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」を発表し、同内容について県に対し連絡があった場合には、本章に定めるものの他、県災害対策本部と連携して対応するものとする。

第1 防災本部

- (1) 特別防災区域内において災害が発生したとき又は発生のおそれがあるときは、次の配備基準に基づき事務局の体制を整備し、災害に関する連絡調整等を行うこととする。また、必要に応じ本部員の参集又は本部員の属する機関の職員の派遣について調整を行う。
- (2) 事務局員は防災対策部消防・保安課職員のほか状況に応じ本部長が必要と認めた知事部局、企業庁、本部員の属する機関並びに派遣要請を行った機関の職員をもって構成する。

【災害時等における防災本部の配備基準】

[事故災害]

配備区分	配 備 時 期	配 備 内 容
準備体制	事故による災害の発生のおそれがあるとき	情報連絡活動等が円滑に行え、状況に応じ警戒体制に入れる体制
警戒体制	事故により災害が発生した場合で、本部長が必要と認められたとき	応急対策を迅速かつ的確に行える体制
非常体制	事故により甚大な災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき	防災関係機関が総力をあげて応急対策を行える体制

三重県石油コンビナート等防災計画 平成31年3月修正

[自然灾害]

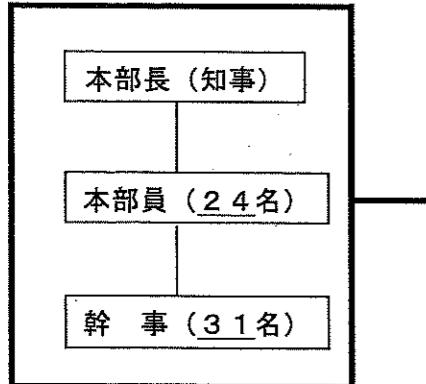
配備区分	配備時期		配備内容
	地 震	その他の自然災害	
準備体制	1 特別防災区域の存在する市に震度4の地震があったとき	異常な自然現象により特別防災区域内において災害の発生のおそれがあるとき	情報連絡活動等が円滑に行え、状況に応じ警戒体制に入れる体制
	2 特別防災区域の存在する市に津波注意報が発表されたとき (津波予報区「伊勢・三河湾」「三重県南部」)		
	3 東海地震に関する調査情報(臨時)が発表されたとき		
	4 その他特別防災区域内において災害が発生するおそれがあるとき		
警戒体制	1 特別防災区域の存在する市に震度5弱の地震が発生したとき	異常な自然現象により特別防災区域内において災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき	応急対策を迅速かつ的確に行える体制
	2 特別防災区域の存在する市に津波警報が発表されたとき (津波予報区「伊勢・三河湾」「三重県南部」)		
	3 東海地震に関して東海地震注意情報が発表されたとき		
	4 その他特別防災区域内において災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき		
非常体制	1 特別防災区域の存在する市に震度5強以上の地震が発生したとき	異常な自然現象により特別防災区域内において甚大な災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき	防災関係機関が総力をあげて応急対策を行える体制
	2 特別防災区域の存在する市に大津波警報が発表されたとき (津波予報区「伊勢・三河湾」「三重県南部」)		
	3 東海地震の強化地域内に「警戒宣言」が発せられたとき		
	4 その他特別防災区域内において甚大な災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき		

三重県石油コンビナート等防災計画 令和2年3月修正(案)

[自然灾害]

配備区分	配備時期		配備内容
	地 震	その他の自然災害	
準備体制	1 特別防災区域の存在する市に震度4の地震があったとき	異常な自然現象により特別防災区域内において災害の発生のおそれがあるとき	情報連絡活動等が円滑に行え、状況に応じ警戒体制に入れる体制
	2 特別防災区域の存在する市に津波注意報が発表されたとき (津波予報区「伊勢・三河湾」「三重県南部」)		
	3 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき		
	4 東海地震に関する調査情報(臨時)が発表されたとき		
警戒体制	5 その他特別防災区域内において災害が発生するおそれがあるとき		
	1 特別防災区域の存在する市に震度5弱の地震が発生したとき	異常な自然現象により特別防災区域内において災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき	応急対策を迅速かつ的確に行える体制
	2 特別防災区域の存在する市に津波警報が発表されたとき (津波予報区「伊勢・三河湾」「三重県南部」)		
	3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき		
非常体制	4 東海地震に関して東海地震注意情報が発表されたとき		
	5 その他特別防災区域内において災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき		
	1 特別防災区域の存在する市に震度5強以上の地震が発生したとき	異常な自然現象により特別防災区域内において甚大な災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき	防災関係機関が総力をあげて応急対策を行える体制
	2 特別防災区域の存在する市に大津波警報が発表されたとき (津波予報区「伊勢・三河湾」「三重県南部」)		
非常体制	3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき		
	4 東海地震の強化地域内に「警戒宣言」が発せられたとき		
	5 その他特別防災区域内において甚大な災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき		

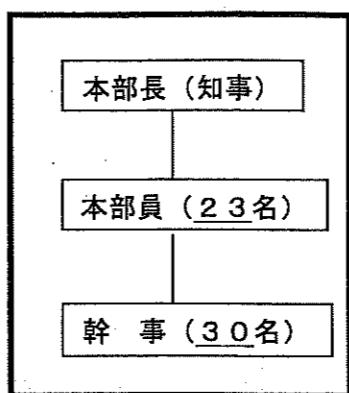
三重県石油コンビナート等防災計画 平成31年3月修正



事務局	情報処理班	災害情報の収集、伝達、広報等
	通信班	非常通信等の運用、通信の確保等
	連絡調整班	防災関係機関との相互の連絡調整等 県関係課等との相互の連絡調整等
	府内連絡調整班	
	現地派遣班	現地本部での連絡調整

防災本部事務局の体制

三重県石油コンビナート等防災計画 令和2年3月修正（案）



事務局	情報処理班	災害情報の収集、伝達、広報等
	通信班	非常通信等の運用、通信の確保等
	連絡調整班	防災関係機関との相互の連絡調整等 県関係課等との相互の連絡調整等
	府内連絡調整班	
	現地派遣班	現地本部での連絡調整

防災本部事務局の体制

第2 現地本部

特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災本部の指示を受け、当該特別防災区域に係る被害情報等の収集・伝達及び緊急かつ総合的な防御活動に係る各種調整等を実施する。

1 設置基準

（1）事故灾害

- ア 特別防災区域の存する市長が現地本部の設置を必要と認め、本部長にその設置を要請したとき
- イ その他本部長が必要と認めたとき

（2）自然災害

- ア 特別防災区域が存在する市に気象業務法（昭和27年6月2日法律第165号）に基づく津波警報が発表されたとき
- イ 東海地震に関して大震法に基づく警戒宣言が発せられたとき、または東海地震注意情報が発表されたとき
- ウ 特別防災区域が存在する市に震度5弱以上の地震があったとき
- エ その他本部長が必要と認めたとき

2 組織

現地本部は、現地本部長及び現地本部員をもって組織する。

- （1）現地本部長は当該災害発生地の市長とする。
- （2）現地本部員は、当該災害発生地の消防本部消防長、四日市地域防災総合事務所長又は紀北地域活性化局長のほか、本部員のうちから災害規模、態様に応じて本部長が指名する者をもって充てる。
- （3）現地本部事務局は、次の図に示すように当該災害発生地の市及び消防本部の職員のほか、現地本部員の属する機関の職員をもって構成する。

第2 現地本部

特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災本部の指示を受け、当該特別防災区域に係る被害情報等の収集・伝達及び緊急かつ総合的な防御活動に係る各種調整等を実施する。

1 設置基準

（1）事故灾害

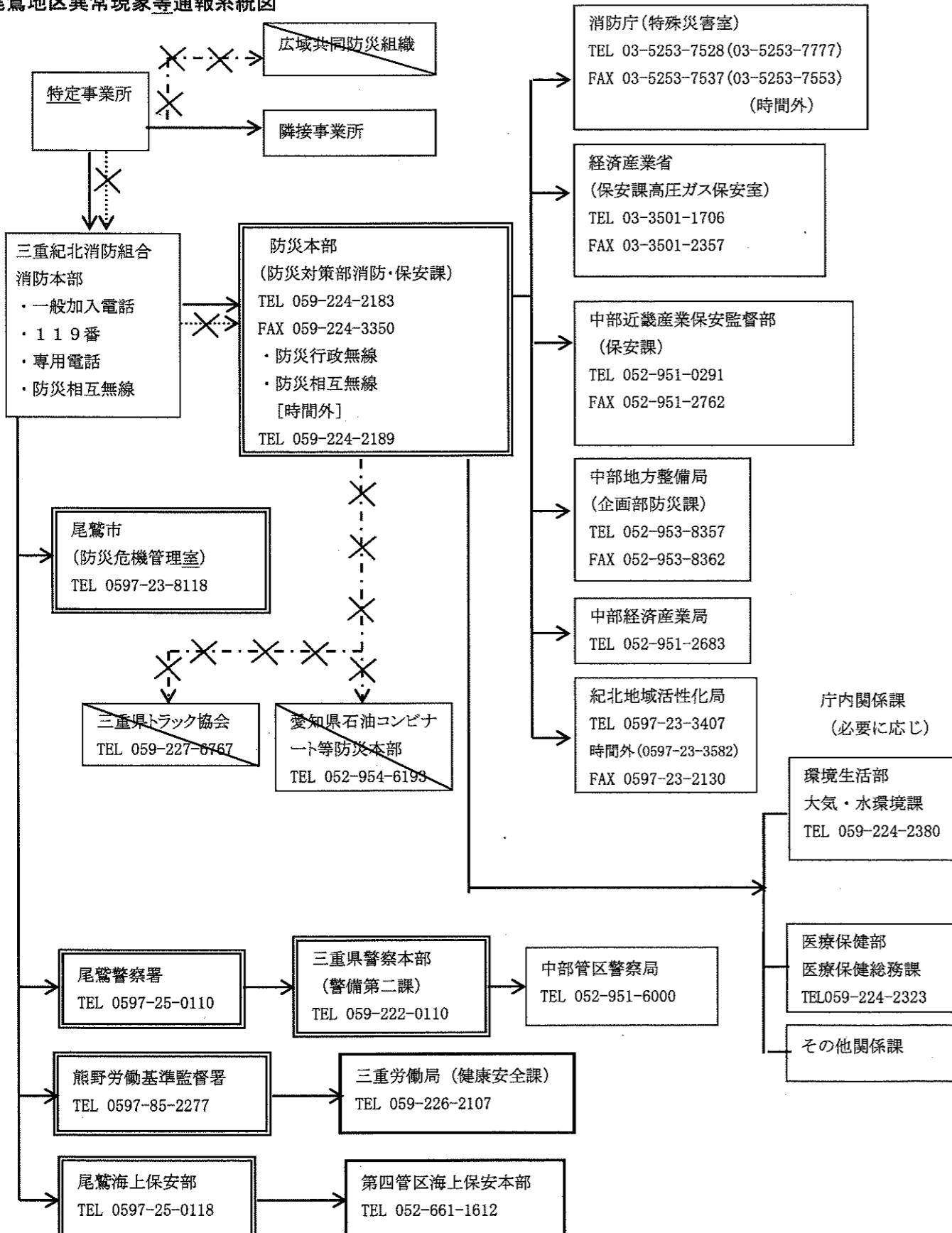
- ア 特別防災区域の存する市長が現地本部の設置を必要と認め、本部長にその設置を要請したとき
- イ その他本部長が必要と認めたとき

（2）自然災害

- ア 特別防災区域が存在する市に気象業務法（昭和27年6月2日法律第165号）に基づく大津波警報、津波警報が発表されたとき
- イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき
- ウ 東海地震に関して大震法に基づく警戒宣言が発せられたとき、または東海地震注意情報が発表されたとき
- エ 特別防災区域が存在する市に震度5弱以上の地震があったとき
- オ その他本部長が必要と認めたとき

三重県石油コンビナート等防災計画 平成31年3月修正

尾鷲地区異常現象等通報系統図



【凡例】 第一次通報機関

 第二次通報機関

— 異常現象発生時

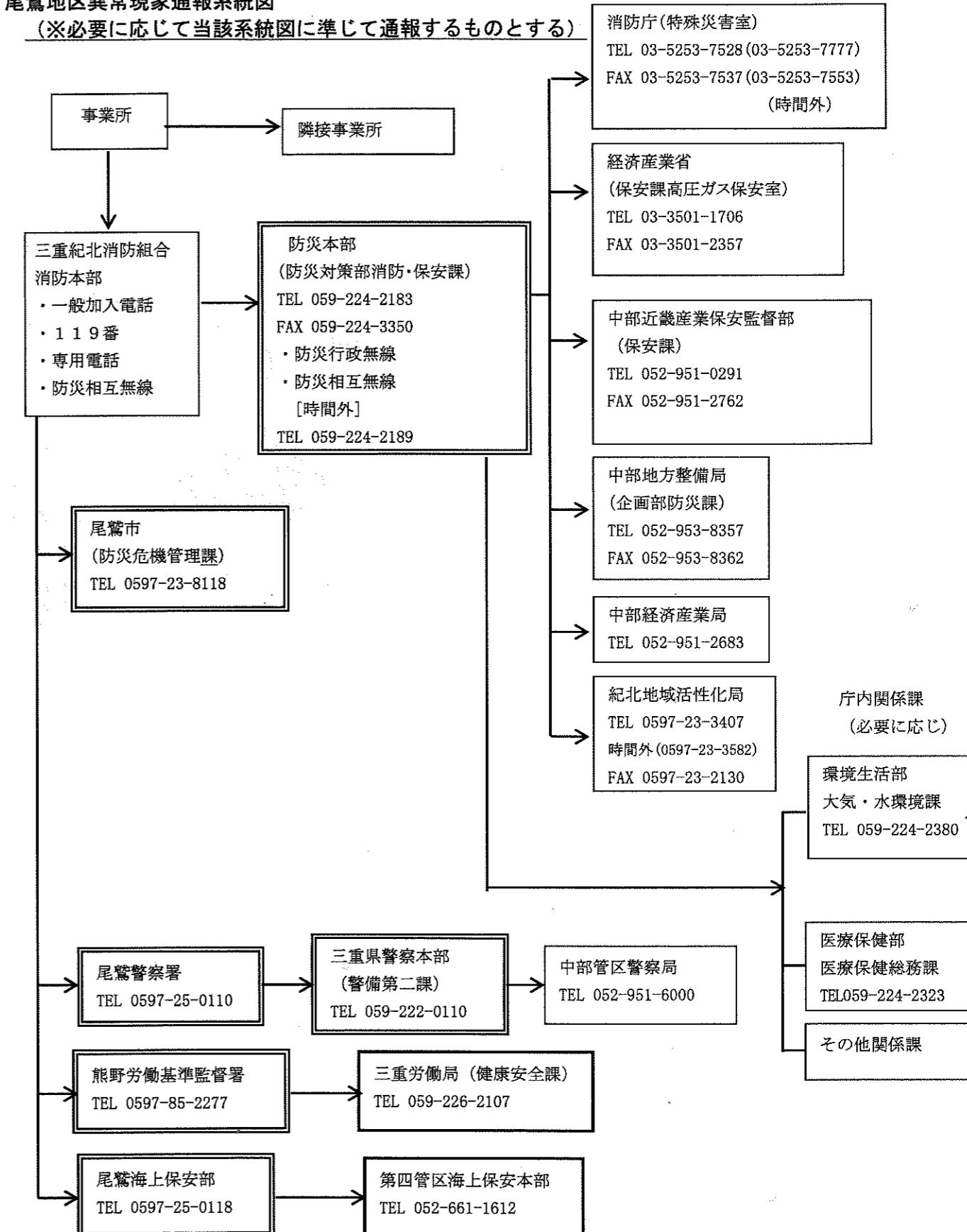
···X··· 地震発生時

-X- 大容量泡放射システム使用時

三重県石油コンビナート等防災計画 令和2年3月修正（案）

尾鷲地区異常現象通報系統図

(※必要に応じて当該系統図に準じて通報するものとする)



【凡例】 第一次通報機関

 第二次通報機関

— 異常現象発生時

第3 地震・津波情報等の伝達

防災本部は、気象業務法に基づく警報、注意報及び情報並びに大震法に基づく警戒宣言、東海地震予知情報等を特定事業者及び防災関係機関に迅速かつ的確に連絡し、防災対策の適切な実施を図る。

なお、防災関係機関への地震情報等の連絡については、県地域防災計画の定めを準用する。

1 連絡を行う情報等の種類

- (1) 大津波警報・津波警報・注意報・予報（津波予報区「伊勢・三河湾」「三重県南部」）
- (2) 地震及び津波に関する情報

ア 地震情報（特別防災区域の存在する市に震度4以上の地震が発生したとき）

イ 津波情報

(3) 大規模地震対策特別措置法に基づく東海地震予知情報等

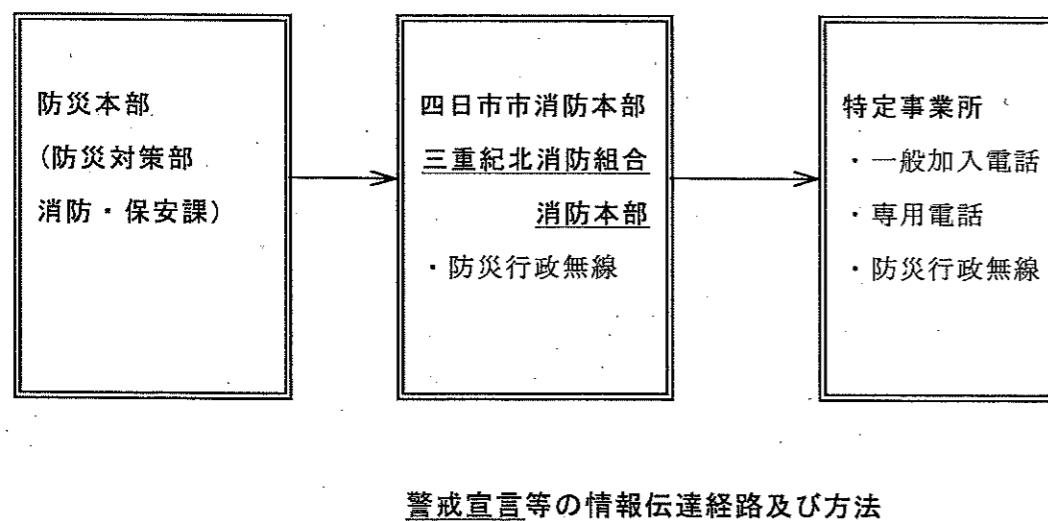
ア 東海地震注意情報

イ 東海地震予知情報

ウ 警戒宣言

2 警戒宣言等の伝達経路及び方法

防災本部から防災関係機関等への伝達経路及び方法は次図のとおりとする。



第3 地震・津波情報等の伝達

防災本部は、気象業務法に基づく警報、注意報及び情報並びに南海トラフ地震臨時情報、南海トラフ地震関連説明情報、大震法に基づく警戒宣言、東海地震予知情報等を特定事業者及び防災関係機関に迅速かつ的確に連絡し、防災対策の適切な実施を図る。

なお、防災関係機関への地震情報等の連絡については、県地域防災計画の定めを準用する。

1 連絡を行う情報等の種類

- (1) 大津波警報・津波警報・注意報・予報（津波予報区「伊勢・三河湾」「三重県南部」）
- (2) 地震及び津波に関する情報

ア 地震情報（特別防災区域の存在する市に震度4以上の地震が発生したとき）

イ 津波情報

(3) 南海トラフ地震臨時情報等

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

エ 南海トラフ地震関連説明情報

(4) 大規模地震対策特別措置法に基づく東海地震予知情報等

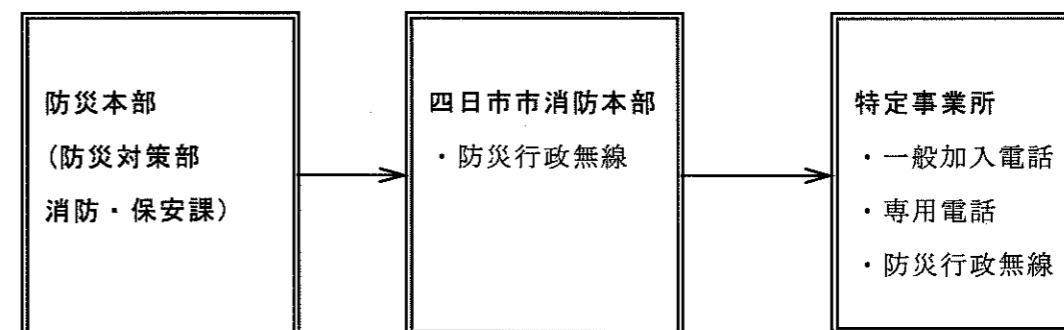
ア 東海地震注意情報

イ 東海地震予知情報

ウ 警戒宣言

2 南海トラフ地震臨時情報等の伝達経路及び方法

防災本部から防災関係機関等への伝達経路及び方法は次図のとおりとする。



第4節 自然災害応急対策計画

特別防災区域に係る南海トラフ地震等の地震、津波又はその他の異常な自然現象により二次災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害応急活動が的確かつ円滑に遂行できるよう努めるものとする。

なお、地震、津波等の自然災害により広域的で甚大な災害が発生した場合は、県災害対策本部と一体となった運用を図る。

第1 地震・津波災害応急対策計画

1 地震・津波災害に対する措置

(1) 特定事業者の措置

あらかじめ定めた地震発生時及び津波警報等発表時における危険物施設等の運転停止その他の緊急措置に係る規程類に従い、必要な措置を講ずる。

ア 地震発生時の措置

地震が発生した場合は、その観測された地震動に応じ、あらかじめ定めた規程類に従い施設の運転停止の措置を講ずるとともに、事業所内の施設及び導管等の点検を実施し、点検結果について消防本部へ通報する。

第4節 自然災害応急対策計画

特別防災区域に係る南海トラフ地震等の地震、津波又はその他の異常な自然現象により二次災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害応急活動が的確かつ円滑に遂行できるよう努めるものとする。

なお、地震、津波等の自然災害により広域的で甚大な災害が発生した場合は、県災害対策本部と一体となった運用を図る。

第1 地震・津波災害応急対策計画

1 地震・津波災害に対する措置

(1) 特定事業者の措置

ア 南海トラフ地震臨時情報が発表され、県内で後発地震に備える必要がある場合には以下の措置を講ずる。

(ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の対応

a 日頃からの地震への備えの再確認及び施設等の点検

第4章第2節に定める災害予防策等の突発地震に備えた対策を再度確認するとともに、地震時に被害が発生するおそれのある施設や防災設備等の点検を実施する。

b 地震に備えて普段以上に警戒する措置

aに加えて、防災対応要員を確保するとともに、後発地震の発生に備えて一定期間継続的に警戒する。

c 確実な情報伝達

防災対応要員の参考や従業員の避難を実施するため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等について、各従業員に対して確実に伝達する。

d 従業員等の安全確保

地震発生後の避難では明らかに生命に危険が及ぶと判断される場合には事前の避難等、必要な措置をとる。

(イ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の対応

(ア) の対応を参考に、日頃からの地震への備えの再確認等、個々の状況に応じて必要な防災対応をとる。

イ あらかじめ定めた地震発生時及び津波警報等発表時における危険物施設等の運転停止その他の緊急措置に係る規程類に従い、必要な措置を講ずる。

(ア) 地震発生時の措置

地震が発生した場合は、その観測された地震動に応じ、あらかじめ定めた規程類に従い施設の運転停止の措置を講ずるとともに、事業所内の施設及び導管等の点検を実施し、点検結果について消防本部へ通報する。

事業所内において、危険物等の漏洩及び火災の発生等の異常現象が確認された場合は、直ちに必要な応急措置を講ずるとともに消防本部への通報を行い、異常現象の態様に応じ共同防災組織又は広域共同防災組織への応援要請を行う。

イ 津波警報等発令時の措置

津波警報等が発令された場合は、あらかじめ定めた規程類に従い施設の運転停止等の必要な措置を講ずるとともに、従業員及び協力会社従業員等の避難及び誘導を実施する。

(2) 防災関係機関の措置

ア 消防本部

災害の状況により、速やかに応急対策が講じられるよう体制を整備する。

イ 海上保安部

(ア) 関係情報の収集

(イ) 船舶及び関係機関に対し、警戒宣言その他地震等に関する情報の周知

(ウ) 船舶に対する航行規制の措置

(エ) 水路調査、航路障害物の除去等海上交通安全の確保を図る為の措置

ウ 四日市港管理組合

津波災害を防ぐため、防潮扉、樋門の閉鎖等応急対策が講じられるよう体制を整備する。

エ その他の防災関係機関

その他の防災関係機関は、情報の収集及び被害状況の把握に努め、準備体制をとる等必要な措置を講じる。

2 地震・津波災害により二次災害が発生した場合の措置

地震・津波災害により二次災害が発生した場合は、その災害の態様により本章の各節を準用する。

第2 その他の自然現象による災害応急対策計画

第1 地震・津波災害応急対策計画を準用する。

事業所内において、危険物等の漏洩及び火災の発生等の異常現象が確認された場合は、直ちに必要な応急措置を講ずるとともに消防本部への通報を行い、異常現象の態様に応じ共同防災組織又は広域共同防災組織への応援要請を行う。

イ 津波警報等発令時の措置

津波警報等が発令された場合は、あらかじめ定めた規程類に従い施設の運転停止等の必要な措置を講ずるとともに、従業員及び協力会社従業員等の避難及び誘導を実施する。

(2) 防災関係機関の措置

地震発生時、津波警報等発表時及び南海トラフ地震臨時情報発表時には、あらかじめ個々で定めた防災体制による他、第1節の防災本部等の配備体制と連携する。

ア 消防本部

災害の状況により、速やかに応急対策が講じられるよう体制を整備する。

イ 海上保安部

(ア) 関係情報の収集

(イ) 船舶及び関係機関に対し、警戒宣言その他地震等に関する情報の周知

(ウ) 船舶に対する航行規制の措置

(エ) 水路調査、航路障害物の除去等海上交通安全の確保を図る為の措置

ウ 四日市港管理組合

津波災害を防ぐため、防潮扉、樋門の閉鎖等応急対策が講じられるよう体制を整備する。

エ その他の防災関係機関

その他の防災関係機関は、情報の収集及び被害状況の把握に努め、準備体制をとる等必要な措置を講じる。

2 地震・津波災害により二次災害が発生した場合の措置

地震・津波災害により二次災害が発生した場合は、その災害の態様により本章の各節を準用する。

第2 その他の自然現象による災害応急対策計画

第1 地震・津波災害応急対策計画を準用する。

第7章 東海地震応急対策
(南海トラフ地震に関する情報(臨時))

第7章 東海地震応急対策

第7章 東海地震応急対策

(南海トラフ地震に関する情報（臨時）)

第0節 当面の対応

平成29年11月1日から気象庁は「南海トラフ地震に関する情報」の運用を開始した。本情報の運用に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関する情報）の発表は行われないこととなった。

県は、国の対応等を踏まえ、国において南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められるまでの当面の間、以下のとおり対応する。

気象庁が「南海トラフ地震に関する情報（臨時）」を発表し、同内容について県に対し連絡があった場合には、「南海トラフ地震準備体制」を取るものとする。

各部局、地方灾害対策部における配備人員は、現在の「東海地震準備体制」に準じた人数を配備するものとし、大規模地震発生に伴う初動対応や緊急部長会議への対応等が可能な体制を取るものとする。詳細は「三重県地域防災計画－地震・津波対策編－」を参照するものとする。

第1節 目的

東海地震による災害の未然防止と被害の拡大防止を図り、特別防災区域内の住民、特定事業所等における生命、身体及び財産の保全を図るために、大震法の規定に基づき地震災害に関する強化地域に東海地震注意情報が発表された場合、警戒宣言が発令された場合に実施すべき地震防災応急対策について県、尾鷲市（以下この章において「市」という。）及び強化地域内のその他の防災関係機関並びに特定事業者は、この計画に基づいて、それぞれ具体的な事項等を定めるものとする。

なお、警戒宣言発令前において、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動等を行う旨の意志決定を行った場合、必要な準備行動を実施するものとする。

強化地域に含まれない防災関係機関及び特定事業者においても同様の対策を取るように努めるものとする。

第2節 事前の防災対策

強化区域内の防災関係機関及び特定事業者は、東海地震の警戒宣言が発令された場合の混乱を防止し、併せて地震発生時における被害を最小限にとどめるため、事前の防災対策を定めるものとする。

第1 動員計画（要員の確保）

警戒宣言が発令された場合の防災関係機関及び特定事業者の地震防災応急対策の実施にあたっては、必要な要員を速やかに確保する防災体制を整備し十分な要員を配備する。この際、東海地震注意情報が発表された場合も含めて、電話の利用の制限や公共交通機関の通行制限等が行われることも考えられるので、これらを考慮して参集方法等を定めるものとする。また、警戒宣言が長時間継続することも考えられるので、交代防災要員についても配慮した配備体制を定めるものとする。

第2 活動態勢の整備

警戒宣言が発令された場合、防災関係機関及び特定事業者は、地震発生時の対応も含め地震

第7章 東海地震応急対策

第1 動員計画（要員の確保）

警戒宣言が発令された場合の防災関係機関及び特定事業者の地震防災応急対策の実施にあたっては、必要な要員を速やかに確保する防災体制を整備し十分な要員を配備する。この際、東海地震注意情報が発表された場合も含めて、電話の利用の制限や公共交通機関の通行制限等が行われることも考えられるので、これらを考慮して参集方法等を定めるものとする。また、警戒宣言が長時間継続することも考えられるので、交代防災要員についても配慮した配備体制を定めるものとする。

第2 活動態勢の整備

警戒宣言が発令された場合、防災関係機関及び特定事業者は、地震発生時の対応も含め地震